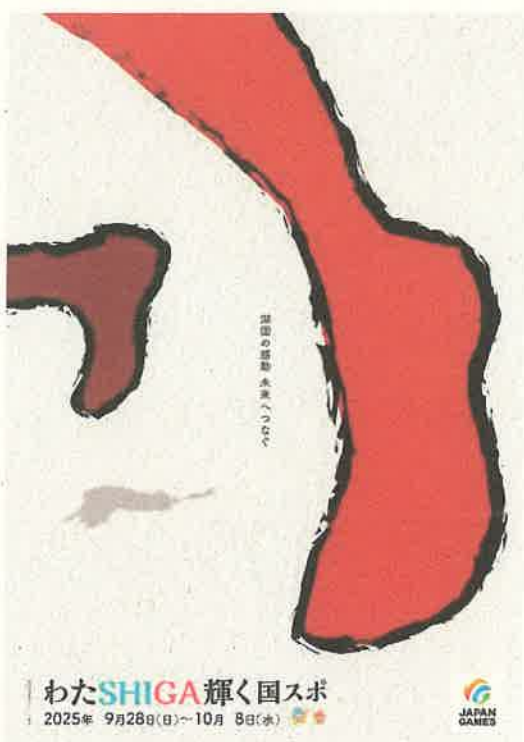


第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会

第 4 回 総 会



**JAPAN
GAMES**



参考資料

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会

第4回 総 会 参考資料 <目次>

〔第3号報告〕第4回常任委員会における報告事項

1 総務企画専門委員会関係

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市炬火・採火イベント実施計画（参考資料1）・・・1
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市案内所・休憩所設置計画（参考資料2）・・・2
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市遺失物・拾得物取扱実施要項（参考資料3）・・・4
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項（参考資料4）・・・6
- (5) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店募集要領（参考資料5）・・・20
- (6) 国スポ・障スポ機運醸成イベントジョイスポパークの開催について（参考資料6）・・・23
- (7) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン募集要項、
同デザイン選定審査委員会設置要項および同デザイン審査要領（参考資料7～9）・・・25
- (8) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原エコチャレンジ計画（参考資料10）・・・32

2 競技式典専門委員会関係

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ競技別実施要項（最終案）（参考資料11）・・・34
- (2) わた SHIGA 輝くデモンストレーションスポーツ競技別実施要項（最終案）（参考資料12）
・・・39
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市式典実施計画（参考資料13）・・・43
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ競技別実施要項（最終案）の修正（参考資料14）・・・45

3 宿泊衛生専門委員会関係

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市医療救護要領（参考資料15）・・・50
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市感染症対策要領（参考資料16）・・・53
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市食品衛生対策要領（参考資料17）・・・54
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市環境衛生対策要領（参考資料18）・・・56

4 輸送交通専門委員会関係

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市輸送交通業務実施要領（参考資料19）・・・58
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市警備消防防災業務実施要領（参考資料20）・・・62
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市輸送交通計画（参考資料21）・・・65

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿（参考資料22）・・・81
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則および組織図（参考資料23）・・・84
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会名簿（参考資料24）・・・89
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程（参考資料25）・・・91

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市炬火・採火イベント実施計画

1 目的

この実施計画は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市広報基本計画」に基づき、炬火イベントの実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

炬火イベントは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催機運を高めるために、本市の特色を生かし、市民参加の下、関係機関および関係団体等と連携しながら実施する。

3 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

(1) 採火イベント

(2) 集火イベント

4 実施時期

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が市町実行委員会の炬火を集める集火式までに行う。

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市案内所・休憩所設置計画

1 目的

この計画は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回障害者スポーツ大会米原市歓迎接伴基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、競技役員その他大会関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議の上、米原駅および近江長岡駅に設置する。なお、米原駅の総合案内所については、県とともに運営する。また、受付案内所および休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できる。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上、定める。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上、定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開始式または競技開始の 1 時間前から競技終了または閉会行事終了後おおむね 1 時間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関すること。

オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関すること。

イ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

(1) この計画に定めるもののほか、総合案内所および休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における総合案内所および休憩所の設置運営については、必要に応じて本計画に準じて実施し、競技会の実情に応じて運用する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市遺失物・拾得物取扱実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場および駐車場等で、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律 73 号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物および拾得物の届出先は、競技会場等の受付案内係とし、受付案内係が取扱業務および一時保管を行うものとする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了まで当該拾得物の落とし主が判明できるよう SNS 等により、当該情報発信に努めるものとする。なお、その日の業務終了までに当該拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技場の総務係に引き継ぐ。また、総務係および実行委員会に引き継いだ後も、判明までは同様とする。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）および遺失物一覧簿（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第 5 号）の届出番号を伝えとともに、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 8 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領者を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 9 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。ただし、総務係は、拾得の翌日から起算して 7 日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。

- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市歓迎接伴基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、競技会場とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了おおむね 1 時間後までとする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定する。出店規模は、1 店舗当たり 1 ブース約 20 m²（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならない。

- （1）テント（2 間×3 間）1 張以内（横幕を含む。）
- （2）長机 6 台以内
- （3）椅子 4 脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キヤッフィー・チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

米原市の名産品として、営業店等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が執られ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に 1 年以上営業を継続している者

イ 平成 31 年度から令和 5 年度までに開催された国民体育大会およびその競技別リハーサル大会において出店実績がある者

ウ 国スポ関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等

エ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

オ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時より過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従業者については、出店前 1 か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（腸チフス菌、パラチフス A 菌を含む）、腸管出血性大腸菌とする。

- カ 申請書提出時において、米原市税（米原市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
- キ 米原市暴力団排除条例第2条第1号または第2号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。
- ク 実行委員会が企画する選手、監督等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

9 出店者の運営の基準

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
- イ 実行委員会または滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が開催する食品衛生講習会に参加すること。
- ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- エ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。
- オ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- カ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入者搬出車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項により出店申請を行った者の中から、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者のニーズ、地域特産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者について選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して選定することができる。また、出店申請者数が予定出店数を超えたとき等、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等

(3) その他実行委員会が適当と認めたもの

12 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。

(3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 障がい者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

(4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。

(5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由により、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

14 保健所への手続

臨時の営業許可書等必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、各競技会場に売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

(3) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導を随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をする事。
- (5) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等に定めることにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあっては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの運営に支障を来たさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (13) 実行委員会がわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ前に開催する出店説明会に必ず出席すること。
- (14) 従業員の変更、追加、削除等があった場合には直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (15) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対し損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することができない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不適当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者および従業者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

売 店 出 店 申 請 書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場

会場名 _____ (競技名: _____)

2 出 店 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 出店希望形態 テント (2間×3間) 1張・その他 (_____)

4 添 付 書 類

- (1) 売店出店申請書 (様式第1号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第2号)
- (3) 売店従事者および搬入者搬出車両予定表 (様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- (5) 売店従事者の本人確認書類 (免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもので、顔写真があるもの)
- (6) 法人税 (個人の場合は所得税) ならびに消費税および地方消費税について未納がないことの証明書 (納税証明書その3の3 (個人の場合はその3の2)) (写し可、発行から3か月以内のもの)
- (7) 保健所の営業許可書の写し
※ただし、飲食物を販売する場合に限る。新たに営業許可等の申請が必要な場合は売店許可決定通知書の受領後、速やかに提出すること。
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

(様式第2号)

売 店 出 店 概 要 書

商号または名称					
代表者氏名					
所在地	〒				
連絡先	電話： E-mail：	FAX：			
出店担当者	氏名：	電話：			
業種					
主要取扱品目					
出店実績					
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人		
営業に関して取得した許可等の種類	【種類】 【番号】	【取得年月日】	年 月 日		
過去1年間法令等違反処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無		
販売品目価格等一覧表(書ききれない場合は別紙可)					
No.	商 品 名	販売見込 数 量	販 売 予 定 価 格	商品内容	現場調理 の有 無
1					有 ・ 無
2					有 ・ 無
3					有 ・ 無
4					有 ・ 無
5					有 ・ 無
6					有 ・ 無

(様式第3号)

売店従事者および搬入搬出車両予定表

【商号または名称：】

1 従業員名簿

従業 日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日	()	()	()	()
月 日	()	()	()	()
責任者等、当日連絡のとれる電話番号				

※売店責任者及び販売員のフリガナを（ ）へ記入すること。

2 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類には、「2 tトラック」、「軽トラック」等を記入すること。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則 1 台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込日の

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)

(様式第4号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長 様

申請者	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
	印

誓 約 書 兼 承 諾 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容の確認のため、貴実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請に当たり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 米原市暴力団排除条例第2条第1号または第2号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申し立てを行いません。

(様式第5号)

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長

売 店 許 可 決 定 通 知 書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、 月 日 () までに出店料の支払をお願いします。

また、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項第14項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 月 日 () までに保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いします。

記

1 出店会場 (競技名:)

2 出店許可期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 出店形態 テント ・ その他 ()

4 出店料 円

5 指定振込口座

金融機関名:

支 店 名:

口座種別:

口座番号:

口座名義:

6 その他

- ・振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。
- ・実行委員会が開催する出店者説明会に必ずご出席ください。日程など詳細については、後日お知らせします。

(様式第 6 号)

第 号
年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長

売 店 出 店 許 可 証

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場内への売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号または名称		
代 表 者 氏 名		
出店許可会場		ブース
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
出店許可品目		
駐車許可台数		
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること 2 売店の出店に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市 売店設置運営要項および関係法令等を遵守すること	

(様式第7号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長 様

申請者	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名 印
	電話番号

売 店 出、店 料 免 除 申 請 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項第13項(3)の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	障がい者就労施設等
	その他 ()

(様式第8号)

第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
会 長

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 (競技名：)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	障がい者就労施設等
	その他 ()

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店募集要領

1 趣旨

この要領は、本市で開催するわた SHIGA 輝く国スポの売店出店者の募集に関し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市売店設置運営要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 設置会場および設置期間

売店の設置会場および設置期間は次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則認めないものとする。

また、募集数および出店する位置は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

競 技 種 目	期 間	会場
ホッケー	10月1日（水）～5日（日）	OSP ホッケースタジアム 米原市伊吹第1グラウンド

3 開設時間

原則として、開始式または競技開始1時間前から、競技終了おおむね1時間後までとする。ただし、実行委員会は実情に応じて開設時間を変更することができる。

なお、器材等の準備および搬入搬出については、開設時間以外に行うこと。

4 売店の規模および設備

(1) 規模

1店舗当たり1ブース（2間×3間のテント（約20㎡））を基本とする。実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。また、移動販売車で出店する場合、テントは設置しないものとし、移動販売車1台につき1ブース使用とみなす。なお、実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

(2) 設備

1ブースにつき、次の設備を実行委員会が準備するものとする。

品名	規格	数量	備考
テント	2間×3間	1式	3方向横幕あり（夜間は全方向）
長机	180cm×45cm	6台以内	
椅子	パイプ椅子	4脚以内	
電源	100V	1	

上記以外の必要な発電機、消火器等の備品は、出店者で準備すること。

5 出店料

(1) 1ブース当たりの出店料は次のとおりとする。

出店者区分	出店料※
米原市内に事業所を有して営業している者	1日当たり 2,000 円
上記以外の者	1日当たり 5,000 円

※1ブースの半分以上による出店を実行委員会が認めた場合、半額とする。

(2) 次の団体等については出店料を免除することができる。

ア 障がい者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

(3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定の口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。

(4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または、一部を還付することができる。

6 売店の配置

売店の配置については、実行委員会が出店の内容等を考慮し、決定するものとする。

7 出店申請

出店希望者は、下記書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて受付期間内に実行委員会事務局へ持参または郵送で提出すること。

No.	必要書類	特記事項
1	売店出店申請書（要項様式第1号）	
2	売店出店概要書（要項様式第2号）	
3	売店従事者および搬入者搬出車両予定表（要項様式第3号）	
4	誓約書兼承諾書（要項様式第4号）	
5	市税の納税証明書	
6	出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）	公的機関が発行した顔写真のあるもの

※申請書等は、実行委員会事務局（米原市役所教育部スポーツ推進課兼国スポ・障スポ大会推進室内）に備え付け、または実行委員会ホームページ上に掲載する。

※その他、遵守事項等の詳細については、要項を参照すること。

8 出店者の選定

要項第11項に規定するとおりとする。

9 受付期間

実行委員会が定める期間内とする。

10 その他

- (1) 出店に当たっては、要項および本要領を遵守すること。
- (2) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店の選定、設置および運営のために使用するものとし、その他の目的に使用しない。
- (3) 出店期間中に、所轄消防署の立入り検査が行われる場合があるので、その指示に従うこと。
- (4) 駐車場については、原則として1売店に1台とする。
- (5) 設置期間の夜間、または翌日に備えてブース内に荷物を保管する場合等については、出店者の責任において管理することとし、実行委員会は、出店者の荷物等について一切の責任を負わない。
- (6) 実行委員会は、荒天等により、やむを得ず売店の出店を中止する場合がある。その際は、実行委員会から速やかに該当する出店者に連絡するものとする。
- (7) 競技会場では、大会関係者に弁当類が配布されるほか、大会関係者および観客にドリンクや料理、果物等を無料でふるまう場合がある。また、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおける協賛の関係により、PR のためののぼり旗掲出等について制限される場合がある。

11 出店申請および問合せ先

米原市教育部スポーツ推進課兼国スポ・障スポ大会推進室（米原市役所本庁舎2階）

住 所：〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電 話：0749-53-5155

FAX：0749-53-5129

E-mail：sports@city.maibara.lg.jp

2024

わたSHIGA楽しむ ジョイスポパーク

みんなで参加して、楽しむ、スポーツパーク！
ジョイン エンジョイ

10.19 土

10:00 ~ 15:00

伊吹第1グラウンド

(米原市春照77-1)

OSPホッケースタジアム

(米原市春照105)

近江高校吹奏楽部

スペシャル
ゲスト

yokkoさん
手話シンガーソングライター

山中 日菜美 選手
女子陸上選手 種目:100m 走

米原市スポーツ
公式Instagram
フォローしてね!!



@MAIBARA_SPORTS

小雨決行、荒天中止

開催の判断は10月15日(火)に行います。

判断結果は、市HP、
米原市スポーツ公式インスタにて掲載します

詳しくは
市のHPへ



<主催・お問合せ>

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(事務局 市スポーツ推進課)

TEL:0749-53-5155

<当日のお問合せ> 伊吹山麓青少年総合体育館

23
TEL:0749-58-1155

スポーツ振興くじ助成事業

スポーツくじ



スポーツ 体験コーナー



会場 伊吹第1グラウンド

モルック、グラウンドゴルフ
靴飛ばし、ホッケー、ユニホック
たま入れ、ストラックアウト
フライングディスク
フットサル、スピードガン



ほかにも
ワクワクする
スポーツが
たくさんあるよ!!

キッチンカー パーク

キッチンカーが大集合! いっぱい食べて
いっぱい遊ぼう!!

10:00~14:00

会場 伊吹第1グラウンド



イベント スケジュール

会場 伊吹第1グラウンド

11:00~ 近江高校吹奏楽部 マーチング披露

全国的にも有名な近江高校の
マーチングを体感しよう!

11:30~ yokkoさん ライフ

「シャイン」の手話ダンスをみんなで踊ろう!

12:30~ 山中日葉美選手 陸上教室

女子陸上100m・200mを専門とする
山中選手の陸上教室に参加して、
走り方のコツを学ぼう!

会場 OSPホッケースタジアム

14:00~ 追跡中

ホッケー選手を追いかけて捕まえて、
景品をゲットしよう!

14:30~ ホッケーデモンストレーションゲーム

高校生(伊吹高校男子ホッケー部)
VS

社会人(BlueSticks SHIGA)
ホッケーの試合を間近で観戦しよう!



かいじょうちず 会場地図



ジョイスポパークスタンプラリー
3つ以上の体験コーナーをまわって景品ゲット!

国スポ・障スポまであと344日 (10/19現在)

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン募集要項

1 趣旨

令和 7 年（2025 年）に滋賀県で開催されるわた SHIGA 輝く 国スポ・障スポで、米原市は正式競技にホッケーを開催します。

開催機運の醸成を図るため、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が制作するポスターのデザインを公募するものです。

2 主催

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ米原市実行委員会

3 共催

米原市、米原市教育委員会

4 応募資格

米原市内在住・在学・在勤の方

※いずれも個人・グループまたは法人、プロ・アマを問いません。

5 デザインコンセプト

大会のイメージとホッケー競技、米原市での開催を広く発信するもので、次の事項に沿った内容とします。

- (1) スポーツの祭典にふさわしいもの
- (2) ホッケーの特徴を分かりやすく表現し、魅力をアピールするもの
- (3) 「米原市での開催」や「ホッケー競技」がイメージできるもの
- (4) 大会の愛称の趣旨がイメージできるもの

愛称：わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ

趣旨：選手、ボランティアをはじめ、滋賀県で開催する大会に関わる全ての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

- (5) ポスター内に文言を入れることは可能としますが、次の内容は実行委員会に加筆する予定であるため重複しないよう留意すること

・国民スポーツ大会マーク、大会名、日程、会場、主催者名

6 作品規格

- (1) 作品は四つ切り（392mm×542mm）の画用紙を使用し、未発表で自作のものに限ります。
- (2) 使用する画材・表現方法は自由ですが、油絵の具を使用したものや、立体の作品は不可とします。
- (3) 作品は縦横自由です。

7 応募方法

- (1) 応募に当たっては、指定の応募票に必要事項を記入し作品の裏面に貼り付け、郵送または持参にて応募してください。
- (2) 応募は個人・団体とも 1 点に限ります。
- (3) 応募先は、以下に送付または持参してください。

米原市教育部スポーツ推進課兼国スポ・障スポ大会推進室（米原市役所本庁舎 2 階）

住 所：〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電 話：0749-53-5155

FAX：0749-53-5129

E-mail：sports@city.maibara.lg.jp

※持参の場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までに限る。

◇米原市内の小学校・中学校（在校児童・生徒に限ります。）

（4）応募期間は、令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで。（当日消印有効）

（5）応募作品は折ったり丸めたりせずに伸ばしたままで提出してください。

8 応募作品の活用方法

米原市広報用ポスターとして制作し、市内各自治会や公共施設、学校等に掲示するほか、印刷物やホームページ等への掲載など、広報啓発に活用します。

応募作品については、国スポ・障スポの機運醸成等のため、市内公共施設等にて掲示を行うなど広く活用させていただく予定です。

9 審査・表彰

（1）主催者ならびに共催者で組織する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市ホッケー競技広報ポスターデザイン選定審査委員会」にて、ポスター採用作品を審査、決定します。

（2）市広報用ポスターデザインに選ばれた人・団体には、賞状および記念品（図書カード 5,000 円分）を授与します。

（3）応募者全員に参加賞を授与します。

10 採用作品の発表

採用作品の決定は、令和 7 年 4 月頃に採用者に通知するとともに、報道機関等に発表する予定です。ただし、事情により採用決定の時期を変更することがあります。

11 その他留意事項

（1）応募作品の著作権など一切の権利は主催者に帰属するものとします。

（2）市広報用ポスター採用作品については、広報啓発用として広く活用するため、レイアウトやデザインの一部変更、作品内に大会名、会期、会場、主催者名等を入れるなど加筆修正を行う場合があります。このことを承諾のうえ、申込してください。

（3）応募作品は返却しません。

（4）応募に係る費用の一切は応募者の負担とします。

（5）応募作品の活用にあつては、応募者の「所属団体（学校）」「氏名または代表者名」を公表します。

なお、市広報用ポスター採用作品にあつては、採用作品の応募者氏名等について、応募者の同意のうえポスター内に掲載することとします。

（6）審査状況や審査結果に関する問合せには一切応じません。

（7）本事業で得た個人情報は主催者が厳重に管理するほか、本事業以外の用途には使用しません。

（8）コンピュータグラフィックス等で制作した場合は、データの加筆・修正等ができるよう画像編集ソフトで制作した元データを保存しておいてください。

（9）写真を使用する場合は、解像度の高いもの（300dpi 以上）で提出してください。

（10）両人会マスコットキャラクター「キャッフィー」「チャッフィー」を描写する場合は、色や体形のバランス等をできるだけ変えず、コスチュームのおなか部分には数字で「2025」と入れることとします。また、米原市イメージキャラクター「ホタルン」についても同様とします。

- (11) 著作権・肖像権等の問題が生じないよう十分注意し、生じた場合は応募者の責任において処理することとし、市実行委員会は責任を負いません。
- (12) 申込事項に虚偽や不正が発覚した場合、発表後であっても入賞を取り消すこととし、取消に伴い発生した費用の一切について、応募者に負担していただきます。
- (13) 応募の時点で、この募集要項に記載の各事項に同意したものとみなします。

12 問合せ先

米原市教育部スポーツ推進課兼国スポ・障スポ大会推進室（米原市役所本庁舎 2 階）

住 所：〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電 話：0749-53-5155

FAX：0749-53-5129

E-mail：sports@city.maibara.lg.jp

【参考資料 8】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン
選定審査委員会設置要項

(設置)

第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン募集に係るポスターデザイン採用作品を選定するに当たり、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン選定審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン募集に係るポスターデザイン採用作品の選定
- (2) その他、選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる者を委員とし、組織する。

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 副会長(米原市教育長)
 - (2) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 総務企画専門委員会委員長(米原市スポーツ協会)
 - (3) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 総務企画専門委員会委員から4名程度
 - (4) その他、選定に関し必要と認める有識者等1名
- 2 審査会には委員長を置く。
- 3 委員長は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 副会長の職にある者をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 総務企画専門委員会委員長の職にあるものがその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月1日から選定が完了した日までとする。ただし、前条第1項の規定による職を離職したときは、解任する。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員は、審査会の出席について代理者を充てることができる。
- 5 審査方法は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン審査要領」に基づくものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、米原市教育部スポーツ推進課兼国スポ・障スポ大会推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会委員に諮って定める。

付 則

この要項は、令和7年1月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン審査要領

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン選定審査委員会」がポスター採用作品等を選定するための審査方法について定めるものとする。

1 審査委員

審査員は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市開催ホッケー競技広報ポスターデザイン選定審査委員会設置要項」の定めるところによる。

2 審査の方法

(1) 審査方法

審査委員は、別紙1「審査基準」を参考に、優秀作品を3作品以内で選出する。
その後、「非常に良い(3点)」「相当良い(2点)」「良い(1点)」の採点を行う。
なお、優秀作品に該当する作品がない場合、「該当なし」として審査結果を報告する。

(2) 広報ポスターデザイン作品の決定方法

審査員が採点した結果を集計し、合計点が最も高い作品を広報ポスターデザイン作品として選定する。なお、総合得点が同点の場合などが生じた際は、委員で投票し決定する。

3 審査における留意事項

- (1) 審査委員は、他の委員の審査に影響を及ぼすような発言や行動は厳に慎むこと。
- (2) 別紙2「選定審査表」の記入に当たっては、記入欄に数値等をペン書きするものとする。訂正を要する場合は、打消線を引き、記入した訂正後の数値を丸で囲むこと。
- (3) 選定審査表は事務局が回収する。
- (4) 審査結果の照会については、事務局が対応する。自らの評価や全体の評価結果については、外部へ明らかにしないこと。

優秀作品における評価の着眼点

- スポーツの祭典にふさわしいものであるかどうか。
- ホッケーの特徴を分かりやすく表現し、魅力をアピールするものかどうか。
- 「米原市での開催」や「ホッケー競技」がイメージできるものであるかどうか。
- 大会の愛称の趣旨がイメージできるもの
 愛称：わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
 趣旨：選手、ボランティアをはじめ、滋賀県で開催する大会に関わる全ての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。
- 市内の公共施設等に掲示したときに、人の注意を引く作品であるかどうか。

※優秀作品を 3 作品以内で選出した後、「非常に良い（3 点）」「相当良い（2 点）」「良い（1 点）」の採点を行う。

※優秀作品に該当する作品がない場合、「該当なし」欄に「○」を記入する。

付 則

この要領は、令和 7 年 1 月 29 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 米原エコチャレンジ計画

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの米原市開催競技の実施に当たり、エネルギー使用量の削減などの環境配慮を市民や企業、両大会に関わる全ての参加者が実践することで、「米原市気候非常事態宣言」による取組を推進し、「人と人、人と地域、人と自然」のつながりが深まり、一人一人の「幸せ」がより高まることを目的とする。

2 基本方針

「米原市気候非常事態宣言」に基づき、環境に配慮した競技会および普及啓発活動等を実施する。

3 実施計画

(1) 廃棄物の削減

物品等のリサイクルやリユースを積極的に行うほか、環境に配慮した資材の使用を推進し、競技会場内外での廃棄物の削減を図る。

(2) グリーン購入・グリーン契約等の推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図る。また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき、製品やサービスの調達に当たっては、環境負荷を可能な限り少なくするように配慮をする。

(3) 環境負荷を軽減するための取組の促進

ア 環境負荷の少ない交通手段の利用

競技会場を含めた米原市内での移動手段として、公共交通機関の利用を推奨するための広報活動を積極的に行うほか、電気自動車を積極的に活用するなど、環境負荷の少ない交通手段の利用促進を図る。

イ 環境負荷を軽減する取組の促進

競技会場内などに給水スポット（ウォーターサーバー）を設置するなど、マイボトルの利用を推奨するための広報活動を積極的に行い、プラスチックごみを削減するほか、ミストシャワーなど会場内で環境負荷を軽減する取組を促進する。

(4) デジタル化の推進

QRコードなどデジタル媒体を活用し、印刷物など紙の使用を最小限に抑えるほか、試

合結果などのデジタルデータを利用者等に提供できる環境づくりを進める。

(5) 参加者および観客等への啓発

大会を通じて、参加者や観客等に向けた環境への意識を高める取組として、次に掲げる項目について啓発活動を積極的に行うとともに、環境配慮に関する情報を提供し、参加者および観客等に積極的な協力を呼び掛ける。

- ア 公共交通機関の利用に関すること。
- イ 伊吹山保全の取組に関すること。
- ウ 貴重な生態系の保全に関すること。
- エ 米原水の活用に関すること。
- オ 給水スポットおよびマイボトルの利用に関すること。
- カ 太陽光発電やミストシャワーなど環境配慮の取組に関すること。
- キ 会場内のゴミの分別や持ち帰り、回収に関すること。
- ク その他、環境保全やリサイクルの推進に関すること。

(6) 協力体制の構築

競技団体、地域住民、関連企業および関連団体との連携を強化し、環境に配慮した大会の成功に向けて協働で取り組む。

4 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わたSHIGA輝く国スポ競技別実施要項

〔6〕ホッケー競技（最終案）

1 期 日 2025年10月1日（水）から10月5日（日）まで（5日間）

種 別	10月1日(水)	10月2日(木)	10月3日(金)	10月4日(土)	10月5日(日)
成年男子	1 回 戦	準々決勝	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝
成年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝	
少年男子	1 回 戦	準々決勝	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝
少年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝	

2 会 場

米原市 O S Pホッケースタジアムおよび米原市伊吹第1グラウンド

※各種別の試合会場は、競技日程のとおり

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）
成年男子	1	13	10	140	560
成年女子	1	13	10	140	
少年男子	1	13	10	140	
少年女子	1	13	10	140	

（注） 成年男子・成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。

4 競技上の規程及び方法

(1) 公益社団法人日本ホッケー協会2025年度版ホッケー競技規則、競技運営規程、レギュレーション及び有効な通達事項に則り行うものとする。

(2) 試合時間は全種別とも下表のとおりとする。

第1 クォーター	クォーター間	第2 クォーター	ハーフ タイム	第3 クォーター	クォーター間	第4 クォーター
15分	2分	15分	10分	15分	2分	15分

試合時間内に勝敗が決しない場合は、シュートアウト戦を行い、勝敗を決定する。

決勝及び3位決定戦においては、シュートアウト戦を行わず、両チームを第1位あるいは3位とする。

(3) 競技方法は、種別ごとにトーナメント方式により実施する。

(4) やむを得ない理由により、競技の開催が不可能になった場合、決勝・3位決定戦を行わ

- ないことがある。また、競技の開催は定められた期日を越えて行われることはない。
- (5) 特別事項は、別に定める大会運営規程による。

5 予選方法

(1) 都道府県大会

都道府県大会は、各都道府県協会の主催により実施し、種別ごとにブロック大会に出場する代表チームを決定する。

(2) ブロック大会

ア ブロック大会主管協会は、決められた都道府県と協議の上、期日、会場を決定し、公益社団法人日本ホッケー協会に届けるとともに、参加チームに通知する。

イ ブロック大会主管協会は、本大会実施要項に準じて、ブロック大会を実施し、本大会に参加する代表を決定する。

ウ 各チームは、所定の申込書にチーム名、監督名、選手名、背番号、生年月日、現住所、公益社団法人日本ホッケー協会会員ID等を明記し、所属都道府県協会を経由し、各ブロック主管協会に申し込むこと。なお、ブロック大会参加選手数は、18名以内とし、別途定める規定により選手の変更は6名以内とする。

エ 試合は、都道府県対抗とし、種別ごとにトーナメント方式により行う。

オ 主管協会は、ブロック大会終了後直ちに公益社団法人日本ホッケー協会に公式記録とともに、下記事項を記載したブロック大会報告書を提出しなければならない。

(ア) TD、TO、ジャッジ、審判員、参加チーム、監督、選手名（エントリーした者）。

(イ) レッドカードにより退場を命じられた者の氏名、チーム名及びその理由を明記したTDの報告書

(3) ブロック大会の所属都道府県及びその代表チーム数は、下表のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年男子	成年女子	少年男子	少年女子
北海道	北海道	1	1	1	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	1	1	1	1
関東	茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、栃木	1	1	1	1
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	1	1
東海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	1	1
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1	1	1	1
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	1	1
四国	香川、徳島、愛媛、高知	1	1	1	1
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1	1	1	1
開催県	滋賀	1	1	1	1
計		10	10	10	10

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、次による。

- (1) 公益社団法人日本ホッケー協会登録規程により、登録された者で構成されたチームであること。

なお、登録した「チーム構成員の種類（選手・チームスタッフ）」以外で出場する場合や未登録の者は、公益社団法人日本ホッケー協会登録規程にある、＜登録の種別＞〔13〕国スポ（成年種別）、〔14〕国スポ（少年種別）に登録しなければならない。

- (2) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ホッケーコーチ3、公認ホッケーコーチ4のいずれかの資格を有する者とする。
- (3) 選手は、ブロック大会において、同チームに登録を行った者でなければならない。

7 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に順位を決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子	各種別とも1位64点、2位56点、3位48点、4位40点、5位（4チーム）各20点の競技得点を与える。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

8 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から第5位（4チーム）までに、賞状を授与する。

9 参加申込み方法

総則8に定めるもののほか、次による。

- (1) 所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県体育・スポーツ協会を通じて、2025年9月4日（木）までに申込み手続を完了すること。
- (2) 締切り期限以降は、所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるので、締切り期限を厳守すること。
- (3) 参加申込み締切り後の監督・選手の変更は、疾病、傷害、その他の事故等の特別な場合のみ認めるものとし、その取扱いについては次のとおりとする。ただし、交代選手は、ブロック大会に登録した選手の中から行うこととする。なお、監督・選手の変更で身体的事由の場合は診断書の提出を必要とする。また、事故等の特別な事由については必ず証明するものを提出すること。この項における全ての変更の承認は、TDが行うものとする。その内容によっては変更を認めない場合もある。

ア 提出期日 2025年9月28日（日） 午後5時まで

イ 提出先

(ア) 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

公益社団法人日本ホッケー協会
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210

- (イ) 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 競技係)
TEL 077-528-3324 FAX 077-528-4836
- (ウ) 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局
(米原市教育部スポーツ推進課国スポ・障スポ大会推進室内)
TEL 0749-53-5155 FAX 0749-53-5129

なお、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途、所定の手続により、参加申込み情報を修正すること。

10 参加上の注意

- (1) 選手・監督ユニフォームには、都道府県名及び番号の標識を明確に表示するものとする。
これに違反したチームは出場停止とすることがある。
なお、都道府県名及び背番号以外のいかなる標識も付けることはできない。
また、製造者ロゴについては、公益社団法人日本ホッケー協会が定めるユニフォーム規定による。
- (2) 正規のユニフォームのほかに、全く違う色で正規のユニフォームと同じ背番号を付けたユニフォームを必ず携行すること。ゴールキーパーは、自チームのフィールドプレイヤーのそれぞれのシャツ(2着)と全く異なる色のシャツを2枚携行すること。また、チーム代表者会議に2種類持参すること。
- (3) 参加申込み後の背番号の変更は認めない。
- (4) 各チームとも、キャプテンマークを準備し、試合には必ず付けること。
- (5) 選手交代はビブス等を持って交代すること。
- (6) 全種別、マウスガードの装着を義務付ける。
- (7) 参加チーム・競技役員は「行動規範確認書」を必ず提出しなければならない。(提出方法については別途通知)
- (8) 国民スポーツ大会ホッケー競技には抗議制度はない。
- (9) 監督はゲーム終了後、速やかに公式記録用紙に署名をしなければならない。
- (10) その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止することもある。

11 その他

- (1) 組合せ抽選会
日 時 2025年9月7日(日) 午前11時
場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
公益社団法人日本ホッケー協会
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210
- (2) チーム代表者会議(出席者は監督と主将の2名とする)

日 時 2025年9月30日(火) 午後4時
場 所 米原市伊吹薬草の里文化センター ジョイホール
〒521-0314 滋賀県米原市春照37番地
TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296

(3) 開始式

日 時 2025年9月30日(火) チーム代表者会議終了後
場 所 米原市伊吹薬草の里文化センター ジョイホール
〒521-0314 滋賀県米原市春照37番地
TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296

(4) 表彰式

(少年女子)

日 時 2025年10月4日(土) 少年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(成年女子)

日 時 2025年10月4日(土) 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(少年男子)

日 時 2025年10月5日(日) 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(成年男子・総合)

日 時 2025年10月5日(日) 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

デモンストレーションスポーツ

【参考資料 12】

〔19〕フットサル（最終案）

1 期 日 2025 年 9 月 7 日（日） ※雨天決行

受 付 10 時 00 分

開 始 式 10 時 15 分

競技開始 10 時 30 分

閉 会 式 16 時 00 分

2 会 場 BIG・BREATH（米原市）

3 種別及び参加人員

種 別	監督等	選 手	チーム数	参加人数 (人)	合 計 (人)
ファミリーフットサル	2	12	9	126	126

4 競技上の規程及び方法

(1) 9 チームを 3 チームずつの 3 つのブロックに分け、リーグ戦方式(10 分のランニングタイム)の予選ラウンドを行い、ブロックの 1 位による決勝戦を行う。

(2) 予選ラウンドは、勝ち 3 点、引き分け 1 点、負け 0 とし、勝点合計の多いチームを上位とする。

勝点合計が同じ場合は、以下の順により決定する。

当該チーム間の対戦成績→当該チーム間の得失点差→当該チーム間総得点→グループ内の得失点差→グループ内の総得点→抽選

(3) 競技中、ピッチ上には 5 名のうち小学生以下 1 名又は女性 1 名が常時出場していること。

5 選考方法

参加申込みは先着順とし、募集チーム数になり次第締め切る。

6 参加資格

原則として、滋賀県内在住の小学生以下の児童・幼児と保護者等の 5 名以上 12 名以内で構成されたチームとする。

7 表 彰

(1) 1 位 2 位 3 位に賞状を授与する。

(2) 参加者全員に大会参加記念証を授与する。

8 参加申込方法

- (1) 申込期間は、2025 年 7 月 1 日(火)から 2025 年 8 月 31 日(日)までとする。
- (2) 所定の「参加申込書兼同意書」に必要事項を記入の上、下記宛てにてメール又は郵送で提出すること。

申込先	宛先	提出部数
BIG・BREATH	〒521-0244 滋賀県米原市大野木 1777 電話：0749-56-0695 メール：ywatanabe@sunfamily.info	1 部

9 参加者負担金

無料とする。

10 参加上の注意

- (1) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮の上、参加すること。
- (2) 競技中の傷害、疾病については、応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
- (3) 保護者の同意については、チームで同意をとった上で参加を申し込むこと。
- (4) 小学生の参加は、保護者または引率者の付添いを必要とする。
- (5) 会場までの移動については、各自、チームで行うこと。

11 個人情報の取扱いについて

参加申込書(同意書を含む。)に記載された個人情報については、以下のわた SHIGA 輝く国スポ障スポに関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたものとする。

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ障スポ参加意思及び参加人数の確認
- (2) 参加資格の確認(年齢、性別、所属、保護者の同意など)
- (3) 参加案内等の送付
- (4) 競技別プログラムの作成
- (5) 賞状等の筆耕
- (6) 競技結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

12 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大、荒天時及び不測の事態の場合には、主催者側が開催の可否を決定し、BIG・BREATH ホームページで周知する。主催者側から参加者に対して、個別に連絡はしない。
- (2) この要項に定めない事項は、必要に応じて主催者側が協議して決める。

〔23〕 ユニホック（最終案）

1 期 日 2025 年 5 月 18 日（日）※小雨決行

受 付 8 時 15 分

開 始 式 8 時 30 分

競技開始 9 時 00 分

閉 会 式 12 時 00 分

2 会 場 米原市 OSP ホッケースタジアム

3 種別及び参加人員

種 別		参加人員（人）	合 計（人）
第 1 部	小学生 交流の部	90	200 人
	中学生以上 交流の部	80	
第 2 部	全員交流の部	全員	
体験コーナー		30	

4 競技上の規程及び方法

- (1) 競技は、日本フロアボール連盟が定める「ネオホッケー競技ルール」ならびにレクレーションを重んじた本人会申合せ事項に基づき実施する。
- (2) 全ての試合を交流試合とする。
- (3) 第 1 部は、種別ごとに参加者全員で即席チームを結成し、交流試合を実施する。参加人数等によりチーム替えも行う。
- (4) 第 2 部は、全員で即席チームを結成し、交流試合を実施する。
- (5) 体験コーナーの内容は以下のとおりとする。
 - ア スティックの基本操作の説明と体験
 - イ ドリブル、パス、シュート等の基本説明と体験
 - ウ ユニホックの基本ルール説明と体験

5 選考方法

参加申込み先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

6 参加資格

- (1) 原則として、滋賀県内に居住又は在勤、在学している者とする。
- (2) 参加申込みは、1 名から受け付ける。

7 表 彰

参加者全員に大会参加記念証を授与する。

8 参加申込方法

- (1) 申込期間は、2025 年 4 月 1 日（火）から 2025 年 5 月 8 日（木）までとする。
- (2) 所定の「参加申込書兼同意書」に必要事項を記入の上、下記宛てにメール、FAX、郵送のいずれかで提出すること。

申込先	宛 先	提出部数
滋賀県ホッケー協会 事務局	〒521-0314 滋賀県米原市春照 77 番地 2 伊吹山麓青少年総合体育館内 TEL 0749-58-1155 / FAX 0749-58-1213 メール ibuki-sports16@zb.ztv.ne.jp	1 部

9 参加者負担金

無料とする。

10 参加上の注意

- (1) 傷害保険の加入については、主催者側で加入する。
- (2) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮の上参加すること。
- (3) 競技中の傷害、疾病については、応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
- (4) 小学生の参加は、保護者または引率者の付添いを必要とする。
- (5) 会場までの移動については、各自で行うこと。
- (6) 本大会は交流大会なので参加においては、参加者がお互い気持ちよく過ごせるように、ルールやマナーを遵守すること。

11 個人情報の取扱いについて

参加申込書（同意書を含む。）に記載された個人情報については、以下のわた SHIGA 輝く国スポ障スポに関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたものとする。

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ障スポ参加意思及び参加人数の確認
- (2) 参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など）
- (3) 参加案内等の送付
- (4) 競技別プログラムの作成
- (5) 参加記念証の筆耕
- (6) 競技結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

12 その他

- (1) 荒天時及び不測の事態の場合には主催者側が開催の可否を決定し、米原市ホームページ及び SNS 等にて周知する。原則として主催者側から参加者に対して、個別に連絡はしない。
- (2) この要項に定めない事項は、必要に応じて主催者側が協議して定める。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市式典実施計画

1 趣旨

この計画は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会米原市開催推進総合計画」および「米原市式典基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ米原市ホッケー競技の式典の実施について次のとおり計画を策定する。

2 方針

式典は、選手のモチベーションを高めるとともに、選手の健闘を讃え、大会に関わった方々が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、競技運営や選手のコンディションを配慮した上で、競技団体・関係機関等と協力の下、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1) 式典の運営は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会、競技団体、関係機関等（以下「実行委員会等」という。）が、連携して行う。
- (2) 式典の協力に必要な人員は、市内の学校、関係機関および関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

開始式および表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容および所要時間については、選手のコンディションに配慮するとともに、競技運営の状況等を考慮し、適宜、変更できる。

開始式

- 1 開式通告
- 1 競技会開会宣言
- 1 国旗掲揚（儀礼）
- 1 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
- 1 大会会長トロフィー返還
- 1 開会の挨拶
- 1 歓迎の言葉
- 1 選手宣誓
- 1 歓迎セレモニー
- 1 閉式通告

表彰式

- 1 開式通告
- 1 成績発表
- 1 表彰状授与
- 1 大会会長トロフィー授与
- 1 閉会の挨拶
- 1 歓送の言葉
- 1 国旗降納（儀礼）

1 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼）

1 競技会終了宣言

1 閉式通告

5 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD 等を使用する。

6 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会等が別途協議の上、実施する。

わたSHIGA輝く国スポ競技別実施要項

〔6〕ホッケー競技（最終案）

1 期 日 2025年10月1日（水）から10月5日（日）まで（5日間）

種 別	10月1日(水)	10月2日(木)	10月3日(金)	10月4日(土)	10月5日(日)
成年男子	1 回 戦	準々決勝	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝
成年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝	
少年男子	1 回 戦	準々決勝	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝
少年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3位決定戦 決 勝	

2 会 場 米原市 OSPホッケースタジアム（滋賀県立伊吹運動場）

米原市伊吹第1グラウンド

※各種別の試合会場は、競技日程のとおり

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）
成年男子	1	13	10	140	560
成年女子	1	13	10	140	
少年男子	1	13	10	140	
少年女子	1	13	10	140	

（注） 成年男子・成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。

4 競技上の規程及び方法

(1) チーム代表者会議日の時点で有効な公益社団法人日本ホッケー協会2025年度版ホッケー競技規則、競技運営規程、レギュレーション及び有効な通達事項に則り行うものとする。

(2) 試合時間は全種別とも下表のとおりとする。

第1 クォーター	インターバル	第2 クォーター	ハーフ タイム	第3 クォーター	インターバル	第4 クォーター
15分間	2分間	15分間	10分間	15分間	2分間	15分間

試合時間内に勝敗が決しない場合は、シュートアウト戦を行い、勝敗を決定する。

決勝及び3位決定戦においては、シュートアウト戦を行わず、両チームを第1位あるいは第3位とする。

- (3) 競技方法は、種別ごとにトーナメント方式により実施する。
- (4) やむを得ない理由により、競技の開催が不可能になった場合、決勝・3位決定戦を行わないことがある。また、競技の開催は定められた期日を越えて行われることはない。
- (5) 特別事項は、別に定める大会運営規程による。

5 予選方法

(1) 都道府県大会

都道府県大会は、各都道府県協会の主催により実施し、種別ごとにブロック大会に出場する代表チームを決定する。

(2) ブロック大会

ア ブロック大会主管協会は、決められた都道府県と協議の上、期日、会場を決定し、公益社団法人日本ホッケー協会に届けるとともに、参加チームに通知する。

イ ブロック大会主管協会は、本大会実施要項に準じて、ブロック大会を実施し、本大会に参加する代表を決定する。

ウ 各チームは、所定の申込書にチーム名、監督名、選手名、背番号、生年月日、現住所、公益社団法人日本ホッケー協会会員ID等を明記し、所属都道府県協会を経由し、各ブロック主管協会に申し込むこと。なお、ブロック大会参加選手数は、18名以内とし、別途定める規定により選手の変更は6名以内とする。

エ 試合は、都道府県対抗とし、種別ごとにトーナメント方式により行う。

オ 主管協会は、ブロック大会終了後直ちに公益社団法人日本ホッケー協会に公式記録とともに、下記事項を記載したブロック大会報告書を提出しなければならない。

(ア) TD、TO、ジャッジ、審判員、参加チーム、監督、選手名（エントリーした者）

(イ) レッドカードにより退場を命じられた者の氏名、チーム名及びその理由を明記したTDの報告書

(3) ブロック大会の所属都道府県及びその代表チーム数は、下表のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年 男子	成年 女子	少年 男子	少年 女子
北海道	北海道	1	1	1	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	1	1	1	1
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	1	1	1	1
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	1	1
東海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	1	1
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1	1	1	1
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	1	1
四国	香川、徳島、愛媛、高知	1	1	1	1
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1	1	1	1
開催県	滋賀	1	1	1	1
計		10	10	10	10

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、次による。

- (1) 公益社団法人日本ホッケー協会登録規程により、登録された者で構成されたチームであること。

なお、登録した「チーム構成員の種類（選手・チームスタッフ）」以外で出場する場合や未登録の者は、公益社団法人日本ホッケー協会登録規程にある、＜登録の種別＞〔13〕国スポ（成年種別）、〔14〕国スポ（少年種別）に登録しなければならない。

- (2) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ホッケーコーチ3、公認ホッケーコーチ4のいずれかの資格を有する者とする。
- (3) 選手は、ブロック大会において、同チームに登録を行った者でなければならない。

7 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に順位を決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

- (1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子	各種別とも1位64点、2位56点、3位48点、4位40点、5位（4チーム）各20点の競技得点を与える。

- (2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

8 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から第4位まで及び第5位（4チーム）の都道府県に、賞状を授与する。

9 参加申込み方法

総則8に定めるもののほか、次による。

- (1) 所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県スポーツ協会を通じて、2025年9月4日（木）までに申込み手続を完了すること。
- (2) 締切り期限以降は、所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるので、締切り期限を厳守すること。
- (3) 参加申込み締切り後の監督・選手の変更は、疾病、傷害、その他の事故等の特別な場合のみ認めるものとし、その取扱いについては次のとおりとする。ただし、交代選手は、ブロック大会に登録した選手の中から行うこととする。なお、監督・選手の変更で身体的事由の場合は診断書の提出を必要とする。また、事故等の特別な事由については必ず証明するものを提出すること。この項における全ての変更の承認は、TDが行うものとする。その内容によっては変更を認めない場合もある。

ア 提出期日 2025年9月28日（日） 午後5時まで

イ 提出先

- (ア) 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
公益社団法人日本ホッケー協会
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210
メールアドレス：info@japan-hockey.org
- (イ) 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 競技第一係)
TEL 077-528-3324 FAX 077-528-4836
メールアドレス：kokuspo-sanka@pref.shiga.lg.jp
- (ウ) 〒521-0292 滋賀県米原市長岡1206番地
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局
(米原市教育部スポーツ推進課国スポ・障スポ大会推進室内)
TEL 0749-53-5155 FAX 0749-53-5129
メールアドレス：kokuspo-hockey@city.maibara.lg.jp

なお、公益社団法人日本ホッケー協会、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局及びわたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局には上記メールアドレスに連絡するものとする。また、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途、所定の手続により、参加申込み情報を修正すること。

10 参加上の注意

- (1) 選手・監督ユニフォームには、都道府県名及び番号（No.1～18）の標識を明確に表示するものとする。これに違反したチームは出場停止とすることがある。
なお、都道府県名及び背番号以外のいかなる標識も付けることはできない。
また、製造者ロゴについては、公益社団法人日本ホッケー協会が定めるユニフォーム規程による。
- (2) 正規のユニフォームのほかに、全く違う色で正規のユニフォームと同じ背番号を付けたユニフォームを必ず携行すること。ゴールキーパーは、自チームのフィールドプレイヤーのそれぞれのシャツ（2着）と全く異なる色のシャツを2枚携行すること。また、チーム代表者会議に2種類持参すること。
- (3) 参加申込み後の背番号の変更は認めない。
- (4) 各チームとも、キャプテンマークを準備し、試合には必ず付けること。
- (5) 選手交代はビブス等（各チームで準備）を持って交代すること（ユニフォームと同様に都道府県名以外の標識を付けることはできない）。
- (6) 全種別、マウスガードの装着を義務付ける（ゴールキーパーは推奨）。
- (7) 参加者（チーム、競技役員、大会関係者）は、（公社）日本ホッケー協会および日本アンチ・ドーピング機構が定める諸規程を熟知し、その内容に同意の上、「行動規範確認書」を提出したものとみなします。規程に違反した場合、協会及び機構が定める処分を受けることがあります。参加者は、言動について責任を負うものとします。
- (8) 国民スポーツ大会ホッケー競技には抗議制度はない。
- (9) その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止することもある。

11 その他

(1) 組合せ抽選会

日 時 2025年9月6日(土) 午前11時
場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
公益社団法人日本ホッケー協会
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210

(2) チーム代表者会議(出席者は監督と主将の2名とする)

日 時 2025年9月30日(火) 午後4時
場 所 米原市伊吹薬草の里文化センター ジョイホール
〒521-0314 滋賀県米原市春照37番地
TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296

(3) 開始式

日 時 2025年9月30日(火) チーム代表者会議終了後
場 所 米原市伊吹薬草の里文化センター ジョイホール
〒521-0314 滋賀県米原市春照37番地
TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296

(4) 表彰式

(少年女子)

日 時 2025年10月4日(土) 少年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(成年女子)

日 時 2025年10月4日(土) 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(少年男子)

日 時 2025年10月5日(日) 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(成年男子・総合)

日 時 2025年10月5日(日) 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市医療救護要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市医事衛生基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

- ア 救護活動が円滑に行えるよう、適切な場所に、適切な数の救護所を配置する。
- イ 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- ウ 救護所内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて、医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

- ア 救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第 1 号）に所定の事項を記載する。
- イ 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送または救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診す

る傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適当な措置を講じる。

ウ 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会へ報告する。

また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するように努める。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて、係員等を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて、医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

ア 宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて、医療機関の紹介または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実行委員会に報告するように宿泊施設の責任者に対し周知する。

イ 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者または傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢、連絡先、参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因および現在の状況、搬送先の医療機関および搬送方法等必要な事項を確認する。

5 医療費の負担

(1) 競技会場および練習会場での応急処置に係る費用は、市実行委員会が負担する。

(2) 傷病者が医療機関等を受診した場合は、傷病者本人が負担する。

6 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師等は、相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに市実行委員会に提出する。

(1) 「処置記録兼診療依頼書」（参考様式第1号）

(2) 「取扱傷病者一覧表」（参考様式第2号）

7 県実行委員会への報告

(1) 市実行委員会は、大会期間中、大会参加者等に入院患者が発生した場合は、「入院患者発生速報」（参考様式第3号）を県実行委員会に提出する。

(2) 市実行委員会は、競技終了後、「取扱傷病者一覧表」（参考様式第2号）を県実行委員会に提出する。

8 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要領を準用する。

付則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市感染症対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市医事衛生基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における感染症対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、感染症対策を実施する。

3 感染症対策

(1) 防疫に関する知識の普及意識の啓発

選手・監督・役員・視察員・報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下、「参加者等」という。）に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、防疫に関する正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 衛生備品の配備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防およびまん延防止のため、競技会場および練習会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて、手指消毒液等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症患者の発生時の措置

参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所と連携し、感染症のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生およびまん延を防止するため、関係機関等との緊急連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

付則 この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市医事衛生基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識の向上

ア 広報・啓発活動

保健所等の関係機関・団体と連携し、ホームページ等の広報媒体を活用して、市民および大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。
なお、実行委員会においても、必要に応じて、同様の講習会を実施することができる。

(2) 食品衛生管理の強化

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、大会関係者および一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 弁当引換所

(3) 健康管理

保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生またはその疑いに関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会および保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生またはその疑いに関する情報があったときは、関係者において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時など緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

付 則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市環境衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市医事衛生基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等と連携し、市民および大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

ア 競技会場等周辺における清掃体制を整備し、環境美化に努める。

イ 競技会場等の公衆トイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲み取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

(3) 生活環境の美化

ア 競技会場等周辺における道路、河川、公園等の清掃について、関係機関・団体等の協力を得て実施する。

イ ホームページ等の広報媒体を活用して、ごみの不法投棄防止を呼び掛けるなど啓発を行う。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎（広域配宿を含む。）の管理者に対し、必要に応じて、宿泊者が快適に過ごせようにするため、宿舎およびその周辺の環境衛生の保持に努めるよう働き掛ける。

(5) ごみの適正な処理

大会参加者等に対し、ごみの持ち帰りを励行するなど、競技会場のごみの発生抑制に努

める。ごみの回収を行う場合は、資源物の分別ができるごみ分別容器等を設置するなど適切に処理し、リサイクルの推進に努める。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

付 則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市輸送交通業務実施要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市輸送交通基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。

ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅および指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による

輸送が困難な場合および競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって米原市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合、必要に応じて当該選手・監督および役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要に応じて、一般観覧者の輸送を行う。

キ バス・タクシー乗降場の設置および係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督および役員等の下車駅等を宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等およびその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全および競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保および開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対しては、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導および駐車場

の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用の促進および自家用車での来場自粛を働き掛ける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止および自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策および大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市警備消防防災業務実施要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市警備消防防災基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における警備および消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備および消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める大会前および大会期間中とする。

3 実施場所

警備および消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

（1）大会前

実行委員会は、関係機関・関係団体等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会期間中

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実施本部内に警備・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて、競技会場等の警備業務および消防防災業務を実施する。

5 警備業務

（1）基本的事項

競技会場等の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

（2）実施内容

ア 大会前

（ア）競技会場等における警備体制の確立に関すること。

- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育および訓練に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技会場等での誘導および混雑防止の措置に関する事。
- (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子および遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) 情報通信業務の実施に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図り対応する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 米原市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。

(イ) 競技会場等における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

(エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関すること。

(オ) 競技会場等での避難訓練に関すること。

(カ) 競技会場等の予防査察に関すること。

(キ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。

(ク) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会期間中

(ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒および鎮圧に関すること。

(イ) 競技会場等の救急救助に関すること。

(ウ) 競技会場等における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、必要に応じて、宿泊地市町および関係機関等と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関等と連携を図り対応する。

7 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

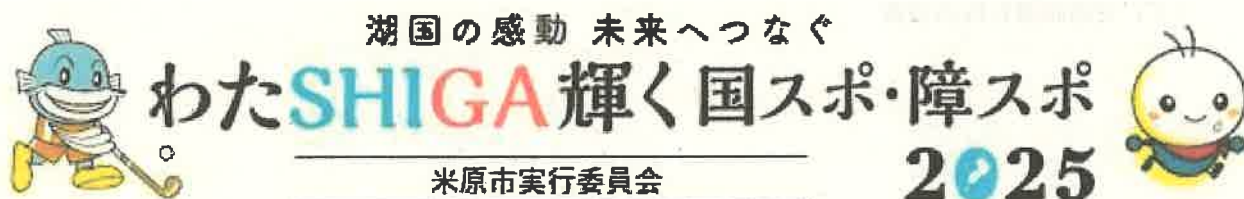
(2) 競技別リハーサル大会における警備および消防防災業務についても、必要に応じてこの要領を準用する。

付則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ 米原市輸送交通計画



2025 年 3 月



目 次

1	わた SHIGA 輝く国スポ米原市輸送交通計画の概要	1
(1)	目的	
(2)	輸送対策	
(3)	交通対策	
(4)	駐車場対策	
(5)	環境への配慮	
(6)	開催競技概要	
2	最寄り駅の輸送計画の範囲と考え方	2
(1)	米原駅	
(2)	近江長岡駅	
(3)	配宿先の指定下車駅	
3	基本方針	3
(1)	来場対象および輸送方針	
(2)	輸送業務の実施期間	
(3)	輸送業務の範囲	
(4)	効果的な輸送計画	
(5)	母数設定	
4	輸送計画	5
(1)	輸送バス台数算出の前提条件	
(2)	輸送対象者ごとの移動手段の整理	
(3)	先催県における計画バスの利用実績および本市の計画バス見込	
(4)	輸送経路	
(5)	計画バス運行系統	
(6)	学校観戦バス運行	
(7)	その他のバス運行	
5	競技会駐車場基本情報	11
6	競技会駐車場利用計画	13
7	交通誘導	14
(1)	交通誘導	
(2)	駐車場誘導係、交通誘導係の対応	
(3)	交通誘導看板の設置	

1 わた SHIGA 輝く国スポ米原市輸送交通計画の概要

(1) 目的

令和7年10月開催の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」には、参加する選手・監督、競技役員、視察員その他大会関係者ならびに一般観覧者等多くの来場者が見込まれる。大会を成功させるためには、これらの来場者が安全かつ円滑に会場地にお越しいただくことが重要である。また、競技会場周辺の生活道路における交通安全対策にも万全を期する必要がある。

わた SHIGA 輝く国スポ米原市輸送交通計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市輸送交通基本計画および輸送交通業務実施要領に基づき、公共交通機関の利用促進および競技会場地周辺の交通安全の徹底を図ることを目的に策定するものである。

(2) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用とする自主移動を基本とし、掛かる経費は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場、宿泊施設への輸送において、公共交通機関の状況等から必要に応じて計画輸送を行う。

(3) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限に留めるため、所轄警察署その他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を行う。

イ 交通の整理誘導

大会参加者および一般観覧者の関係車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着していただくため、競技会場、練習会場の周辺道路に案内標識を適宜掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(4) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場、練習会場、その周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるときは必要な輸送措置を行う。

イ 駐車場の利用

大会参加者の関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者の車両を含む。）と容易に識別できるような工夫を行う。

(5) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

(6) 開催競技概要

ア 会期 令和7年10月1日(水)から10月5日(日)まで

※チーム代表者会議 令和7年9月30日(火)午後4時から

※開始式 チーム代表者会議終了後

会場：伊吹薬草の里文化センター ジョイホール

イ 会場 OSP ホッケースタジアム(米原市春照105番地)

米原市伊吹第1グラウンド(米原市春照77番地1)

ウ 公式練習会場および練習日設定期日

練習会場	会場住所	練習設定日	練習可能 チーム数
米原市山東グラウンド	米原市市場1077番地	(大会前日) 9月30日(火)	3チーム
米原市立伊吹山中学校グラウンド	米原市高番387番地	(大会1日目) 10月1日(水)	1チーム
滋賀県立伊吹高等学校グラウンド	米原市朝日302番地	大会2日目 10月2日(木) 大会3日目 10月3日(金)	2チーム

※コートの占有時間は、原則、事前予約制とし、1チームにつき1日1時間とする。

※コートの占有エリアは、1チームにつき半面とする。

なお、デモンストラレーションスポーツであるユニホック競技が令和7年5月18日(日)に、フットサル競技が同年9月7日(日)に開催されるが、本計画には含めず必要に応じて別途策定する。

2 最寄り駅の輸送計画の範囲と考え方

(1) 米原駅

米原駅については、滋賀県唯一の新幹線停車駅であり、他の競技種目における来県、離県時とも全国輸送の最大の利用駅となる可能性が高いと県大会局から情報を得ている。しかしながら、米原駅は他市町競技会場の経由乗り継ぎ駅であり、必ずしも米原駅に下車されるとは限らない。

また、これまでの国スポ大会のホッケー会場地の実績は、チームの持込車両による来県率が非常に高いのが現状である。

(2) 近江長岡駅

近江長岡駅については、公共交通手段の競技会場地への最寄り駅となっているが、これまでの大会運営経験や実績から、当該駅から競技会場に来られるチームは皆無に等しい。

また、一般観覧者向けのシャトルバスの運行については、時間ごとに運行するよりも、当該駅に設ける案内所との連絡調整により、必要に応じて市所有公用車により輸送する方が効率的である考えられる。さらに、選手団が当該駅に到着後に市内の配宿先まで輸送することの対応も可能と考えられる。

(3) 配宿先の指定下車駅

わた SHIGA 輝く国スポでは、監督、選手、競技役員、視察者の配宿について県下全ての競技について合同配宿を行うことになっている。ホッケー競技における現在の配宿計画では、県内の宿泊施設の絶対数が不足していること、本市の宿泊施設も少ないことから広域配宿にならざるを得ず、湖北、敦賀エリア、小牧一宮エリアまでその範囲を広げている状況である。

市外配宿先の指定下車駅は、長浜駅をはじめ高月駅、河毛駅のほか敦賀駅、大垣駅、尾張一宮駅と非常に広範囲となっている。各選手団の配宿先の入宿時の際の指定下車駅から配宿先までの移動および帰県の際の当該宿泊先から指定下車駅までの移動は、先催県の対応実績にならい、自主移動とする。

3 基本方針

わた SHIGA 輝く国スポ米原市輸送交通計画の基本方針を次のとおりとする。

(1) 来場対象および輸送方針

来場対象	輸送方針
選手・監督等	・ 自主移動 ・ 入宿時以降の移動は、チーム意向に応じて、配宿先、競技会場、練習会場間を計画バスで輸送 ・ 来県離県の際、JR 近江長岡駅乗降チームのみ意向に応じて市内配宿先または同駅までの臨時便シャトルバス輸送
競技（会）役員	・ 自主移動 ・ 競技団体と協議調整の上、必要に応じて計画バスで輸送
競技（会）補助員	・ 自主移動
後催県等視察者・報道関係者等	・ 自主移動
学校観戦者	・ 計画バス
一般観覧者	・ 自主移動 ・ 来県離県の際、JR 近江長岡駅乗降者のみ意向に応じて同駅と競技会場間を臨時便シャトルバス輸送（市所有公用車）

(2) 輸送業務の実施期間

原則として、練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別の事情が生じ、会期が延長された場合には延長する。

(3) 輸送業務の範囲

ア 競技会場、練習会場、配宿先、指定集合地（チーム代表者会議開催時の会場）等の相互間とする。

イ 原則として公共交通機関を利用することによる自主移動とする。公共交通機関の利用が困難な場合および競技等の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

ウ 輸送計画は、原則として近距離（おおむね2キロメートル未満）は行わない。また、輸送対象者の広域配宿先の指定下車駅の到着時における計画輸送は行わない。

(4) 効果的な輸送計画

ア 競技会場の立地条件、交通・駐車場事情などを考慮して策定する。

イ 出場するチームの選手・監督等の計画バスは、原則としてチームごとのバス輸送とする。ただし、同配宿のチームについて効率的な輸送が可能な場合はその限りでない。また、臨時対応等による場合は、市所有公用車による輸送を検討する。

ウ 競技会場周辺の道路の通常交通事情を踏まえながら、競技会場への来会車両数をできる限り把握し、期間中の混雑の回避について、所轄警察署と連携しながら、交通安全に努める。

(5) 母数設定

来場対象者の競技会前日（チーム代表者会議開催日）および競技期間中における母数設定は、それぞれの輸送対象者の総数として次の表のとおりとする。

（単位：人）

来場対象者	9/30 (火)	10/1 (水)	10/2 (木)	10/3 (金)	10/4 (土)	10/5 (日)	合 計
選手・監督等	80	320	400	400	320	160	1,680
競技（会）役員	150	160	160	160	150	150	930
競技（会）補助員		98	98	98	98	98	490
視察者・報道関係者等	5	30	35	20	10	20	120
学校観戦者		340	420	330			1,090
一般観覧者		330	500	550	1,290	1,360	4,030
合 計	235	1,278	1,613	1,558	1,868	1,788	8,340

【人数算出の考え方】

- ア 選手・監督等は、出場チーム1チームにつき、監督1人・登録選手13人・手当者1人、交代選手5人の20人として設定した。なお、公式練習日には、大会前日、大会3日目まで設定しているが、人数カウントはしていない。
- イ 競技（会）役員および競技（会）補助員、後催県等視察者・報道関係者等は、2024年度全日本社会人ホッケー選手権大会（わた SHIGA 輝く国スポホッケーリハーサル大会）の実績を踏まえ、本大会で計画している人数を設定した。
- ウ 学校観戦者は、学校観戦計画による対象人数（市内小学校2年生から4年生児童および引率者、伊吹山中学校全生徒および引率者）を設定した。
- エ 一般観覧者は、2024年度全日本社会人ホッケー選手権大会（わた SHIGA 輝く国スポホッケーリハーサル）の実績を踏まえ、本大会を推計して設定した。

【参考】

2024年度全日本社会人ホッケー選手権大会（わた SHIGA 輝く国スポホッケーリハーサル大会）の参加者人数（単位：人）

来場対象者	9/20 (金)	9/21 (土)	9/22 (日)	9/23 (月)	9/24 (火)	9/25 (水)	合 計
選手・監督等	80	402	453	395	319	201	1,850
競技（会）役員	31	113	119	107	85	83	538
競技（会）補助員		104	95	90	91	70	450
視察者・報道関係者等	1	16	25	12	7	12	73
学校観戦者					217	196	413
一般観覧者		396	967	859	359	236	2,817
合 計	112	1,031	1,659	1,463	1,078	798	6,141

4 輸送計画

（1）輸送バス台数算出の前提条件

米原市輸送交通計画の基本方針を前提とし、これまでの国スポ先催県の計画バスの実績や持込車両率、本市会場地の地理的状況、ホッケー大会等の経験値も踏まえ、できる限り無駄のないバス車両の確保に努める。また、今後、参加するチームの来会意向調査により、期間中の移動手段も含め、改めて精査し、輸送計画に反映していくこととする。

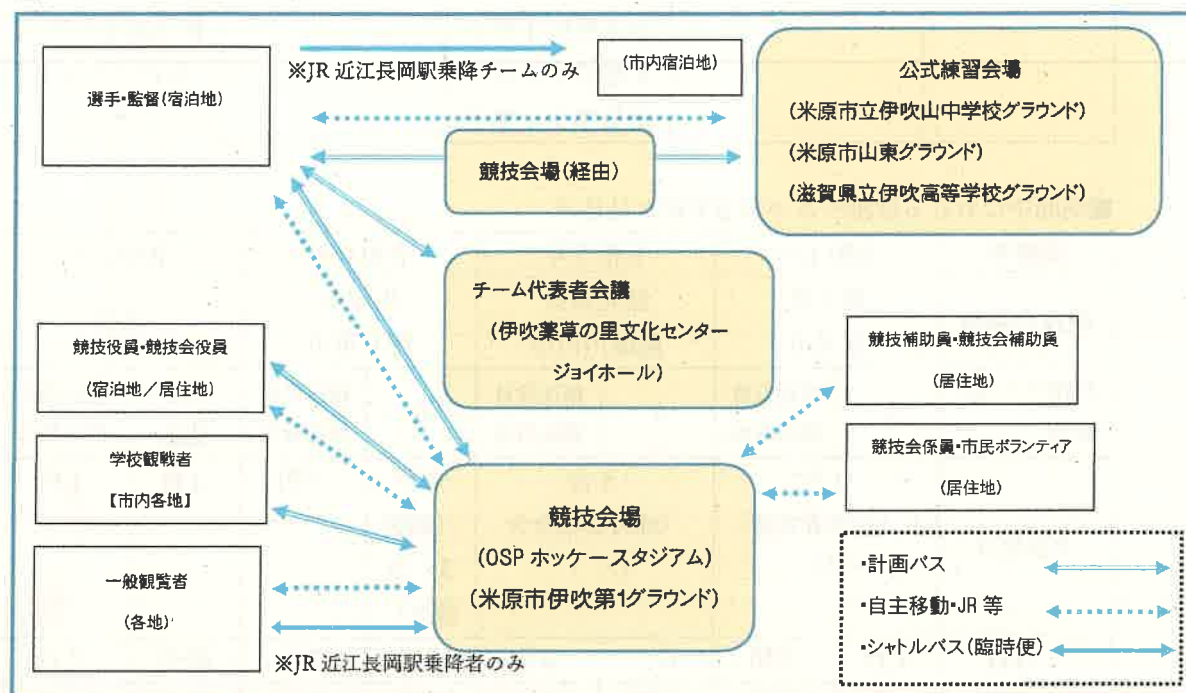
- ア 現段階においては、計画バスの副次利用は考慮せず、借上（貸切）バス単体利用での台数を見込む。

イ 計画上のバス乗車人員は、大型バス(40人)、中型バス(25人)、小型バス(20人)を定員とする。ただし、わた SHIGA 輝く国スポの競技会場地輸送バスについては、県が一括してバスの車両確保および配車を行う「バスあっせん方式」を採用することになったため、配車される車両と乗車人数とに乖離が生じる場合がある。

(2) 輸送対象者ごとの移動手段の整理

来場対象者	移動手段	備 考
選手・監督等	自主移動	チームバス、自家用車、レンタカー等 持込車両率 75% ※県提示持込率 60%
	計画バス	1 チームにつきバス 1 台(40 チーム中 10 チームを見込む。) ※計画バス利用率 25% 競技会場地、練習会場、配宿先相互間
	シャトルバス (臨時便)	来県離県の際、JR 近江長岡駅乗降チームのみ、 意向に応じて市内配宿先または同駅までの臨時便 シャトルバス輸送(市所有公用車)
競技(会)役員	自主移動	自家用車、レンタカー、タクシー、相乗り等
	計画バス	競技役員宿舎から競技会場地までの相互間
競技(会)補助員	自主移動	
視察者・ 報道関係者等	自主移動	自家用車、レンタカー、タクシー、相乗り等
学校観戦者	計画バス	10/1(水)・10/2(木)・10/3(金) 対象：市内小学校 9 校
	自主移動	中学校
一般観覧者	自主移動	自家用車、レンタカー、タクシー、相乗り等
	シャトルバス (臨時便)	来県離県の際、JR 近江長岡駅乗降者のみ意向に 応じて同駅と競技会場間を臨時便シャトルバス輸 送(市所有公用車)

■輸送概要図



(3) 先催県における計画バスの利用実績および本市の計画バス見込

直近の先催県における計画バスの運行実績は、下表のとおりである。直近の先催県以前に開催された、愛媛国体、福井国体、茨城国体のホッケー競技における車両持込率の実績平均値は90%である。県が示している計画上の車両持込率は60%であるが、本市で毎年開催している西日本ホッケー選手権大会参加チームの来場状況や本市の交通事情を考慮すると更に高い比率になると考えられる。

ただし、現時点での仮配宿先が、敦賀、養老、小牧エリアなど広域配宿となっていることから、一定程度の計画バス利用チームも考えられる。したがって計画バス利用チームは、10チームを想定し車両持込率は75%と見込んだ。今後実施予定の大会参加申込時の来会意向調査を踏まえ、実際に運行する計画バスの精査をしていくこととする。

■近年の先催県における計画バスの利用実績

開催年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
競技会場地	栃木県 日光市	鹿児島県 薩摩川内市	佐賀県 伊万里市	本市
車両持込率	90%	78%	85%	75% (計画率)
利用チーム数	4チーム	9チーム	6チーム	10チーム見込
利用チーム	北海道成年女子 岩手県成年女子 京都府少年女子 鹿児島県成年女子	北海道成年女子 北海道少年男子 北海道少年女子 岩手県成年女子	岩手県成年女子 岩手県少年男子 岩手県少年女子 栃木県成年男子	北海道成年女子 北海道少年男子 北海道少年女子 岩手県成年女子

		岩手県少年男子 岩手県少年女子 栃木県成年男子 京都府少年女子 徳島県少年男子	山梨県少年男子 佐賀県少年女子	岩手県少年男子 岩手県少年女子 栃木県成年男子 九州ブロック 3チーム
--	--	---	--------------------	---

■期間中における計画バスの利用実績と見込み

開催年	令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
競技会場地	栃木県 日光市		鹿児島県 薩摩川内市		佐賀県 伊万里市		本市	
利用チーム 数等	4	競技役員 補助員用	9	競技役員 補助員用	6	競技役員 補助員用	10 見込	競技役員 補助員用
大会前日	1台 (代表者会議 等)		5台 (練習会場を 含む。)		7台 (練習 3/会 議4)	不明	3台	1台
1日目	4台	不明	6台	6台	6台	4台	10台	1台
2日目	3台		6台	9台	9台	4台	10台	1台
3日目	2台		5台	9台	6台	4台	9台	1台
4日目	1台		5台	5台	7台	4台	6台	1台
最終日			1台	5台	5台	2台	3台	1台
合計台数	11台		28台	34台	40台	18台	41台	6台
ホッケー 学校観戦	9校/37校		8校/39校		10校/20校		10校/15校	
	19台		7台		16台		17台(見込)	
	※1校スクール バス		徒歩2校		※ホッケー競技 のみ		徒歩1校	
シャトルバス	不明		不明		17台		なし	
予備車	不明		不明		58台		なし	

(4) 輸送経路

競技会場地から配宿予定先までの距離および所要時間について、次の要件を設定して策定した。

〔要件設定〕

ア バス運行の所要時間は、普通自動車の1.3倍を見込む。※途中休憩時間は設定しない。

イ 競技会場地のバス乗降所は、伊吹第2グラウンド上の駐車場付近の1か所とする。

ウ 現段階においては、複数の宿泊先を経由せずに、各チーム等の配宿先と会場地相互間の運行とする。

エ 配宿予定先から練習会場までの距離および所要時間については、いずれの練習会場も競技会場地から比較的近いことから、競技会場地までの所要時間を採用する。

なお、試走を踏まえて、配宿予定先が競技会場地までの距離より遠方または時間が掛かるものについては、下表のとおり別途設定した。

なお、競技会場地から練習会場のまで距離および所要時間は、別途設定した。また、米原市立伊吹山中学校グラウンドへの移動は徒歩移動とする。

輸送計画資料（競技会場地・練習会場から配宿予定先の距離・所要時間）※実走時間

番号	参加区分	チーム数	種別	区間	距離	所要時間	運行ルート
1	選手・監督	2	成年男子	競技会場地 ⇄ ルートイン敦賀駅前（敦賀市）	51.8km	1:10	北陸自動車道・一般道
2	選手・監督	2	成年男子	競技会場地 ⇄ クォーレ（敦賀市）	52.8km	1:09	北陸自動車道・一般道
3	選手・監督	2	成年男子	競技会場地 ⇄ 北ビワコホテルグラツィエ（長浜市港町）	12.2km	0:31	一般道
4	選手・監督	4	成年男子	競技会場地 ⇄ ルートイン長浜インター（長浜市加納町）	10.1km	0:21	一般道
5	選手・監督	6	少年男子	競技会場地 ⇄ 北国グランドホテル（敦賀市）	48.9km	1:05	北陸自動車道・一般道
6	選手・監督	3	少年男子	競技会場地 ⇄ 伊吹高原荘（米原市上野）	4.3km	0:20	一般道
7	選手・監督	1	少年男子	競技会場地 ⇄ 北ビワコホテルグラツィエ（長浜市港町）	14.6km	0:31	一般道
8	選手・監督	4	成年女子	競技会場地 ⇄ ゆせんの里小ホテルなでしこ（養老町）	21.7km	0:43	一般道
9	選手・監督	4	成年女子	競技会場地 ⇄ ルートイングランティア小牧（小牧市）	57.1km	1:18	名神高速道路・一般道
10	選手・監督	2	成年女子	競技会場地 ⇄ グリーンパーク山東（米原市池下）	4.0km	0:10	一般道
11	選手・監督	3	少年女子	競技会場地 ⇄ 旅館 紅帖（長浜市湖北町）	24.9km	0:50	一般道
12	選手・監督	2	少年女子	競技会場地 ⇄ 須賀谷温泉（長浜市須賀谷町）	12.7km	0:30	一般道
13	選手・監督	2	少年女子	競技会場地 ⇄ グランドメルキュール琵琶湖（長浜市大島町）	14.6km	0:35	一般道
14	選手・監督	1	少年女子	競技会場地 ⇄ 住吉屋（長浜市高月町）	18.7km	0:37	一般道
15	選手・監督	1	少年女子	競技会場地 ⇄ 三谷旅館（長浜市元浜町）	11.1km	0:30	一般道
16	選手・監督	1	少年女子	競技会場地 ⇄ 民宿 宮前館（米原市上野）	1.8km	0:06	一般道
17	競技(会)役員	—	—	競技会場地 ⇄ 東横INN米原駅前幹線西口 ※東口バス停橋場から出発	15.5km	0:33	一般道
	練習会場使用チーム	未定	成年女子	練習会場（米原市山東グラウンド） ⇄ ゆせんの里ホテルなでしこ（養老町）	28.7km	0:52	一般道
	練習会場使用チーム	未定	成年女子	練習会場（米原市山東グラウンド） ⇄ ルートイングランティア小牧（小牧市）	60.3km	1:30	名神高速道路・一般道
	練習会場使用チーム	未定	少年女子	練習会場（米原市山東グラウンド） ⇄ 民宿 宮前館（米原市上野）	4.4km	0:12	一般道
	練習会場使用チーム	未定	全種別	競技会場地 ⇄ 米原市山東市民グラウンド（米原市市場）	4.5km	12分	一般道
	練習会場使用チーム	未定	全種別	競技会場地 ⇄ 滋賀県立伊吹高等学校（米原市朝日）	3.4km	9分	一般道

（５） 計画バス運行系統

計画バス運行系統について、現段階において想定される運行系統を次の要件を設定し策定する。

なお、大会参加申込時に調査を行うこととしている来会意向調査を踏まえながら精査し、効率的な計画バス運行系統を決定していくこととする。

〔要件設定〕

ア 全てのチームが計画バスを利用されるケースを想定したバス運行系統を策定する。

イ 試合がない日についても、競技会場地向う、または練習をすると仮定した運行バス系統を策定する。

ウ 練習日の運行については、練習開始時間の 30 分前の到着を目途とする。

なお、大会前日（9/30）の練習会場への移動手段は、自主移動とし計画バスは運行しない。

※各練習会場が比較的近隣であることから米原市山東グラウンドを基本とする。

エ 競技会場地への到着予定時刻を試合開始時間の 1 時間 30 分前を目途とする。

オ チーム代表者会議および開始式参加の際の移動手段については、来会意向調査を踏まえて、計画バスを運行することとする。

カ 試合の勝敗の如何に関わらず、試合終了後おおむね2時間後に競技会場地を出発し、配宿先に戻ることを前提に策定する。

キ 配車時刻は、出発時刻の20分前とする。

ク 次表は、成年男子の例として競技日程に合わせたバス運行系統であり、各種別・配宿先ごとにバス運行系統を作成し、必要となる系統を精査する。

系統番号	運行日	利用チーム	配車時刻	発時刻	配車/出発場所	到着/終着場所	到時刻	備考
1	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	7:49	8:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	8:30	練習 9:00開始
				10:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	10:51	
2	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	8:49	9:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	9:30	練習10:00開始
				11:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	11:51	
3	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	9:49	10:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	10:30	練習11:00開始
				12:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	12:51	
4	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	10:49	11:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	11:30	練習12:00開始
				13:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	13:51	
5	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	11:49	12:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	12:30	練習13:00開始
				14:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	14:51	
6	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	12:49	13:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	13:30	練習14:00開始
				15:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	15:51	
7	10/1(水)・2(木)	成年男子 1	13:49	14:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	14:30	練習15:00開始
				16:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	16:51	
8	10/3(金)	成年男子 1	8:29	8:49	ルートイン長浜インター	競技会場	9:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	ルートイン長浜インター	14:21	17:29 (9h以内)
9	10/4(土)	成年男子 1	8:29	8:49	ルートイン長浜インター	競技会場	8:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	ルートイン長浜インター	14:21	17:29 (9h以内)
10	10/5(日)	成年男子 1	8:39	8:59	ルートイン長浜インター	競技会場	9:20	試合10:50開始
				14:00	競技会場	ルートイン長浜インター	14:21	17:39 (9h以内)
11	10/1(水)	成年男子 2・3	7:19	7:39	ルートイン長浜インター	競技会場	8:00	試合 9:30開始
				13:00	競技会場	ルートイン長浜インター	13:21	16:19 (9h以内)
12	10/2(木)	成年男子 2・3	7:49	8:09	ルートイン長浜インター	米原市山東グラウンド	8:30	練習 9:00開始
				10:30	米原市山東グラウンド	ルートイン長浜インター	10:51	以降、成年男子1と同じ
13	10/3(金)・4(土)	成年男子 2・3	8:29	8:49	ルートイン長浜インター	競技会場	9:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	ルートイン長浜インター	14:21	17:49 (9h以内)
14	10/5(日)	成年男子 2・3	8:39	8:59	ルートイン長浜インター	競技会場	9:20	試合10:50開始
				14:00	競技会場	ルートイン長浜インター	14:21	17:59 (9h以内)
15	10/1(水)・3(金)	成年男子 4・5	7:05	7:25	ルートイン敦賀駅前	米原市山東グラウンド	8:30	練習 9:00開始
				10:30	米原市山東グラウンド	ルートイン敦賀駅前	11:35	以降、成年男子1と同じ
16	10/2(木)	成年男子 4・5	6:05	6:25	ルートイン敦賀駅前	米原市山東グラウンド	7:30	試合 9:00開始
				13:00	米原市山東グラウンド	ルートイン敦賀駅前	14:05	15:00 (9h以内)
17	10/4(土)	成年男子 4・5	7:45	8:05	ルートイン敦賀駅前	競技会場	9:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	ルートイン敦賀駅前	15:05	16:45 (9h以内)
18	10/5(日)	成年男子 4・5	7:55	8:15	ルートイン敦賀駅前	競技会場	9:20	試合10:50開始
				14:00	競技会場	ルートイン敦賀駅前	15:05	16:55 (9h以内)

系統番号	運行日	利用チーム	配車時刻	発時刻	配車/出発場所	到着/終着場所	到時刻	備考
19	10/1(水)・2(木)	成年男子 6・7	8:40	9:00	北ビワコホテルグラツィエ	米原市山東グラウンド	8:30	練習 9:00開始
				10:30	米原市山東グラウンド	北ビワコホテルグラツィエ	11:00	以降、成年男子 1 と同じ
20	10/3(金)	成年男子 6・7	10:00	10:20	北ビワコホテルグラツィエ	競技会場	10:50	試合12:20開始
				15:30	競技会場	北ビワコホテルグラツィエ	16:00	19:00 (9h以内)
21	10/4(土)	成年男子 6・7	8:20	8:40	北ビワコホテルグラツィエ	競技会場	9:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	北ビワコホテルグラツィエ	14:30	17:20 (9h以内)
22	10/5(日)	成年男子 6・7	8:30	8:50	北ビワコホテルグラツィエ	競技会場	9:20	試合10:50開始
				14:00	競技会場	北ビワコホテルグラツィエ	14:30	17:20 (9h以内)
23	10/1(水)	成年男子 8・9	8:15	8:35	ホテルクオーレ	競技会場	9:40	試合11:10開始
				14:30	競技会場	ホテルクオーレ	15:35	17:15 (9h以内)
24	10/2(木)	成年男子 8・9	7:05	7:25	ホテルクオーレ	米原市山東グラウンド	8:30	練習 9:00開始
				10:30	米原市山東グラウンド	ホテルクオーレ	11:35	以降、成年男子 1 と同じ
25	10/3(金)	成年男子 8・9	6:05	6:25	ホテルクオーレ	競技会場	7:30	試合 9:00開始
				12:15	競技会場	ホテルクオーレ	13:20	16:05 (9h以内)
26	10/4(土)	成年男子 8・9	7:45	8:05	ホテルクオーレ	競技会場	9:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	ホテルクオーレ	15:05	16:45 (9h以内)
27	10/5(日)	成年男子 8・9	7:55	8:15	ホテルクオーレ	競技会場	9:20	試合10:50開始
				14:00	競技会場	ホテルクオーレ	15:05	16:45 (9h以内)
28	10/1(水)・2(木)	成年男子 10	7:05	7:25	ホテルクオーレ	米原市山東グラウンド	8:30	練習 9:00開始
				10:30	米原市山東グラウンド	ホテルクオーレ	11:35	以降、成年男子 1 と同じ
29	10/3(金)	成年男子 10	7:05	7:25	ホテルクオーレ	競技会場	8:30	試合 9:00開始
				12:15	競技会場	ホテルクオーレ	13:20	16:05 (9h以内)
30	10/4(土)	成年男子 10	7:45	8:05	ホテルクオーレ	競技会場	9:10	試合10:40開始
				14:00	競技会場	ホテルクオーレ	15:05	16:45 (9h以内)
31	10/5(日)	成年男子 10	7:55	8:15	ホテルクオーレ	競技会場	9:20	試合10:50開始
				14:00	競技会場	ホテルクオーレ	15:05	16:45 (9h以内)

(6) 学校観戦バス運行

市内からの学校応援は、大会期間の初日(10/1)、2日目(10/2)、3日目(10/3)としており、計画バスは、市内の全小中学校の2年生から4年生の児童を対象として、バス車両を確保する計画をしている。学校観戦バス運行系統については、学校の実施希望調査の結果に基づき、観戦する学年、日程等を調整した上で、決定していくこととする。

また、中学校については、リハーサル大会開催時にも観戦した伊吹山中学校を想定しているが、競技会場地に隣接していることから徒歩移動とする。

(7) その他のバス運行

大会4日目には、少年女子および成年女子の決勝および3位決定戦が、大会5日目(最終日)には、少年男子および成年男子の決勝および3位決定戦が行われる。場合によっては、市役所山東支所、ルッチプラザ等を駐車場とする市民の観戦シャトルバス運行の検討をする必要もある。

5 競技会駐車場基本情報

競技会場となる米原市伊吹第1グラウンドの駐車場には、大会実施本部や記録本部などのユニットハウスや総合案内所テントをはじめ各業務に係る多くのテントが立ち並ぶほか、おもてなしエリアとして売店やふるまい、一般休憩所などを設けることとしており、駐車場としての活用は計画していない。また、駐車スペースの絶対数も不足しており、会場周辺の公共施設の駐車場のほか民間の協力も得ながら、来会される選手団や一般観覧者等の駐車場を確保する必要がある。

OSP ホッケースタジアムに隣接市有地および地域包括ケアセンターいぶき隣の市有地を新たな駐車場として、現在整備中である。これらを踏まえた駐車場として活用可能な施設等は次のとおりである。

記号	施設名（場所）	面積 (㎡)	駐車可能 台数	利用区分
A	OSP ホッケースタジアム新駐車場(整備中)	3,700	140	選手団（普通車）
B	米原市伊吹第2グラウンド上駐車場	2,700	104	選手団（普通車） 一般観覧者
C	地域包括ケアセンターいぶき新駐車場(整備中)	5,800	200 小型バス5	選手団（普通車）・一般 観覧者
D	地域包括ケアセンターいぶき駐車場	1,600	60	選手団（普通車）一般観 覧者
E	伊吹薬草の里文化センター駐車場	4,100	140	一般観覧者
F	すぱーく伊吹駐車場（南側）		30	一般観覧者
G	すぱーく伊吹駐車場（北側）	800	バス4	選手団バス・計画バス・ 学校観戦バス乗降所
H	米原市立いぶき認定こども園駐車場	1,200	50	一般観覧者
I	伊吹 B&G 海洋センタープールおよび市有地	1,100	68	競技係員
J	伊吹山麓青少年総合体育館駐車場	600	20	競技役員
K	米原市立伊吹山中学校駐車場	500	20	競技会係員・競技会補助 員
L	伊吹山文化資料館駐車場		20	
M	スクールバス車庫前駐車場	300	15	
N	旧伊吹市民自治センター駐車場・倉庫前	1,850	70	選手団バス待機所
O	米原市立春照小学校駐車場・旧給食センター 跡地	2,800	バス12	
P	(株)滋賀鉱産駐車場	700	バス7	
Q	上野地先空地		バス10	計画バス待機所
・選手団（普通車）一般観覧者用：724 台 ・競技(会)役員、係員・競技会補助員用：213 台		合計	937 バス38	

■〔参考〕2024 年全日本社会人ホッケー選手権大会（国スポリハーサル大会駐車台数実績）

記号	施設名（場所）	駐車実績(台数)※時間帯における最大駐車台数					合計
		9/21(土)	9/22(日)	9/23(月)	9/24(火)	9/25(水)	
—	米原市伊吹第1グラウンド 駐車場	50	49	47	52	58	256
B	米原市伊吹第2グラウンド 上駐車場	23	90	45	45	55	258
D	地域包括ケアセンターいぶ き駐車場	27	27	46	0	0	100
I	伊吹 B&G 海洋センタープ ールおよび市有地	36	59	68	16	17	196
合 計		136	225	206	113	130	810

※選手団バス台数：13 台

6 競技会駐車場利用計画

大会開催前日および競技期間中における選手団をはじめ競技役員、競技会係員、視察員ならびに一般観覧者等の来場者を見込み、駐車場利用計画を次表にまとめた。今後、出場される選手団の来会意向調査の結果を踏まえながら精査していく必要がある。

記号	施設名（場所）	駐車可能 台数	利用計画日					
			9/30 (火)	10/1 (水)	10/2 (木)	10/3 (金)	10/4 (土)	10/5 (日)
A	OSP ホッケースタジアム新 駐車場	140	—	●	●	●	●	●
B	米原市伊吹第2グラウンド上 駐車場	104	—	●	●	●	●	●
C	地域包括ケアセンターいぶき 新駐車場	200 小型バス 5	—	●	●	●	●	●
D	地域包括ケアセンターいぶき 駐車場	60	●	●	●	●	●	●
E	伊吹薬草の里文化センター駐 車場	140	—	●	●	●	●	●
F	すぱーく伊吹駐車場（南側）	30	—	×	×	×	●	●
G	すぱーく伊吹駐車場（北側）	バス 4	—	●	●	●	●	●
H	米原市立いぶき認定こども園 駐車場	50	●	×	×	×	●	●
I	伊吹 B&G 海洋センタープー ルおよび市有地	68	—	●	●	●	●	●
J	伊吹山麓青少年総合体育館駐 車場	20	—	●	●	●	●	●
K	米原市立伊吹山中学校駐車場	20	—	×	×	×	●	●
L	伊吹山文化資料館前駐車場	20	一部●	●	●	●	●	●
M	スクールバス車庫前駐車場	15	一部●	一部●	一部●	一部●	●	●
N	旧伊吹市民自治センター駐車 場・倉庫前	70	●	一部●	一部●	一部●	●	●
O	米原市立春照小学校駐車場・ 旧給食センター跡地	バス 12	—	●	●	●	●	●
P	(株)滋賀鉱産駐車場	バス 7	—	×	×	×	●	●
Q	上野地先空地	バス 10						

7 交通誘導

(1) 交通誘導

大会期間中の交通安全のため、関係地元自治会に周知するとともに、競技会場地周辺の主要道路には、大会期間前から注意喚起の看板を設置し、交通の安全を図る。

会場施設間の県道および市道横断箇所には、大会期間中、交通誘導員を配置する。また、必要箇所には競技会係員を配置し、円滑な交通誘導を行う。

大会に参加する選手・監督、視察員には、来会意向調査を実施し、自家用車等で来会される方には、駐車場の案内とともに駐車許可証を事前に送付し、より円滑な来会を図る。

(2) 駐車場誘導係、交通誘導係の対応

大会参加者が来会された際、初めて接する可能性が高い駐車場誘導係や交通誘導係は、駐車案内はもとより、予想される質問に関する情報を事前に共有しておく必要がある。

また、業務にあつては、交通安全に万全を期すことはもちろん、親切丁寧な交通・駐車誘導に努める。さらに選手団バスや学校応援バスの乗降時には、その関係者と連携して対応する。

(3) 交通誘導看板の設置

大会参加者が、円滑に目的地に着けるようより効果的な誘導看板の設置に努める。

また、あらかじめ緊急時の車両誘導も想定し、関係機関と調整しておくこととする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿

【令和7年4月29日現在】

(順不同・敬称略)

【会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市	市長	角田 航也

【副会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会	議長	山本 克己
2	米原市スポーツ協会	会長	的場 收治
3	滋賀県ホッケー協会	会長	辻村 克
4	米原市商工会	会長	奥村 善彦
5	一般社団法人びわ湖の素DMO	代表理事	草野 丈太
6	米原市	副市長	宮川 巖
7	米原市教育委員会	教育長	一ノ宮 賢了

【常任委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会（民生教育常任委員会）	委員長	振角 人祐
2	米原市スポーツ協会	副会長	丸本 光雄
3	米原市スポーツ推進委員協議会	会長	宮野 博幸
4	滋賀県ホッケー協会	副理事長	瀧上 正志
5	米原市ホッケー協会	会長	要石 正宏
6	米原市小学校校長会	会長	廣瀬 雅一
7	米原市中学校校長会	会長	樋口 保男
8	滋賀県立伊吹高等学校	校長	松本 忠和
9	米原市商工会	副会長	世一 辰男
10	一般社団法人びわ湖の素DMO	副代表理事	大澤 健
11	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	所長	嶋村 清志
12	一般社団法人湖北医師会	会長	森上 直樹
13	湖北地域消防本部	消防長	清水 正幸
14	米原警察署	署長	渡口 充彦
15	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	常勤理事	山田 英喜
16	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	会長	日比 繁樹
17	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	理事	大澤 愛一郎

【監事】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市監査委員	代表監査委員	古澤 宏之
2	米原市会計室	会計管理者	北川 康行

【委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市スポーツ協会	副会長	須戸 由幸
2	米原市スポーツ協会	副会長	木村 正美
3	米原市ホッケー協会	副会長	堀川 清文
4	米原市スポーツ少年団	本部長	樋口 昭

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
5	滋賀県中学校体育連盟米原支部	支部長	堀江 広明
6	滋賀県小学校体育連盟米原支部	支部長	宮元 信彦
7	米原市スポーツ推進委員協議会	委員	荒木 茂子
8	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長代理	高木 清文
9	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	委員長	北川 幸生
10	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	理事	大橋 守
11	株式会社BIG・BREATH	代表取締役社長	梅本 哲男
12	地域包括ケアセンターいぶき	所長	畑野 秀樹
13	米原市消防団	団長	鹿取 千尋
14	米原交通安全協会	会長	安田 智枝美
15	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	副会長	伊藤 信義
16	米原市伊吹学びあいステーション	次長	清水 啓子
17	米原市山東学びあいステーション	館長	横山 仁司
18	米原市近江学びあいステーション	館長(代理)	池田 真人
19	米原市米原学びあいステーション	館長	山口 江美子
20	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	事務局次長	岩山 幸太郎
21	米原市自治会連絡協議会	会長	古川 丰
22	米原市健康づくり推進協議会	会長	中村 泰之
23	米原市子ども会育成連合会	専門理事	吉川 高弘
24	米原市PTA連絡協議会	副会長	三宅 正利
25	米原市青少年育成市民会議	会長	泉 峰一
26	米原市障害者福祉協会	会長	長谷川 網雄
27	公益社団法人米原市シルバー人材センター	理事長	中川 雅晴
28	米原観光ボランティアガイド協会	会長	野一色 武治
29	赤十字奉仕団米原地区委員会	委員長	山山 兼至
30	市民委員	市民	山本 太一
31	市民委員	市民	小野 千穂
32	市民委員	市民	富岡 尚子
33	米原市総務部	部長	筒井 康一
34	米原市政策推進部	部長	川瀬 直亜
35	米原市市民部	部長	坂 仁美
36	米原市くらし支援部	部長	宮野 肇
37	米原市まち整備部	部長	高橋 淳一
38	米原市政策推進部防災危機管理課	危機管理監	清水 正樹
39	米原市議会事務局	事務局長	松居 靖夫
40	米原市教育部	部長	口分田 剛

【顧問】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	衆議院	議員	上野 賢一郎
2	滋賀県議会	議員	中川 雅史
3	米原市議会	副議長	山脇 正孝
4	米原市議会	議員	今中 力松
5	米原市議会	議員	磯谷 晃
6	米原市議会	議員	吉田 周一郎
7	米原市議会	議員	藤田 正雄

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
8	米原市議会	議員	鈿田 明
9	米原市議会	議員	矢野 邦昭
10	米原市議会	議員	鹿取 和幸
11	米原市議会	議員	細野 正行
12	米原市議会	議員	中川 松雄
13	米原市議会	議員	堀江 一三
14	米原市議会	議員	川嶋 眞一
15	米原市議会	議員	藤本 敦子
16	米原市議会	議員	宮川 泰
17	米原市教育委員会	教育長職務代理者	上橋 文彰
18	米原市教育委員会	教育委員	本庄 通子
19	米原市教育委員会	教育委員	膽吹 照子
20	米原市教育委員会	教育委員	法戸 繁利
21	米原市教育委員会	教育委員	井口 英知

【参与】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	朝日新聞社大津総局	総局長	四倉 幹木
2	京都新聞社長浜支局	支局長	西川 邦臣
3	毎日新聞社長浜通信部	部長	長谷川 隆広
4	読売新聞社彦根支局	支局長	清家 俊生
5	中口新聞社彦根支局	支局長	神田 要一
6	産経新聞社大津支局	支局長	上塚 英樹
7	時事通信社大津支局	支局長	清家 太郎
8	共同通信社大津支局	支局長	三好 典子
9	滋賀夕刊新聞社	代表	押谷 洋司
10	びわ湖放送株式会社	取締役経営戦略本部長	松本 圭司
11	日本放送協会大津放送局	局長	小磯 亮
12	株式会社ZTV彦根放送局	副局長	谷川 善仁

【事務局】

事務局長	教育部理事（国スポ・障スポ大会推進担当）	高木 淳司
事務局次長	スポーツ推進課課長（国スポ・障スポ大会推進室室長）	横山 勝也
事務局職員	スポーツ推進課課長補佐（国スポ・障スポ大会推進室室長補佐）	高木 学
事務局職員	スポーツ推進課課長補佐（国スポ・障スポ大会推進室室長補佐）	平山 健治
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主幹	上村 浩
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主幹	丸岡 泰博
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主事	清水 正彦
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主事	戸田 樹
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主事	渡辺 幹太
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）会計年度任用職員	竹中 滋
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）会計年度任用職員	的場 留美

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、米原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑かつ安全な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的の達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 米原市を代表する者
- (2) 米原市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他、会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 7人以内 |
| (3) 常任委員 | 20人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第6条 会長は、米原市長をもって充てる。

- 2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「常任委員会」と、「委員」とあるのは、「常任委員」と読み替えるものとする。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査および審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第 14 条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。ただし、令和 4 年度については、米原市一般会計予算に必要な経費を計上し、これを執行するものとする。

(事業計画および予算)

第 17 条 実行委員会の事業計画および予算は、総会の議決により定めるものとする。ただし、令和 4 年度予算については、この限りでない。

(事業報告および決算)

第 18 条 実行委員会の事業報告および決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。ただし、令和 4 年度決算については、この限りでない。

(会計年度)

第 19 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、米原市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

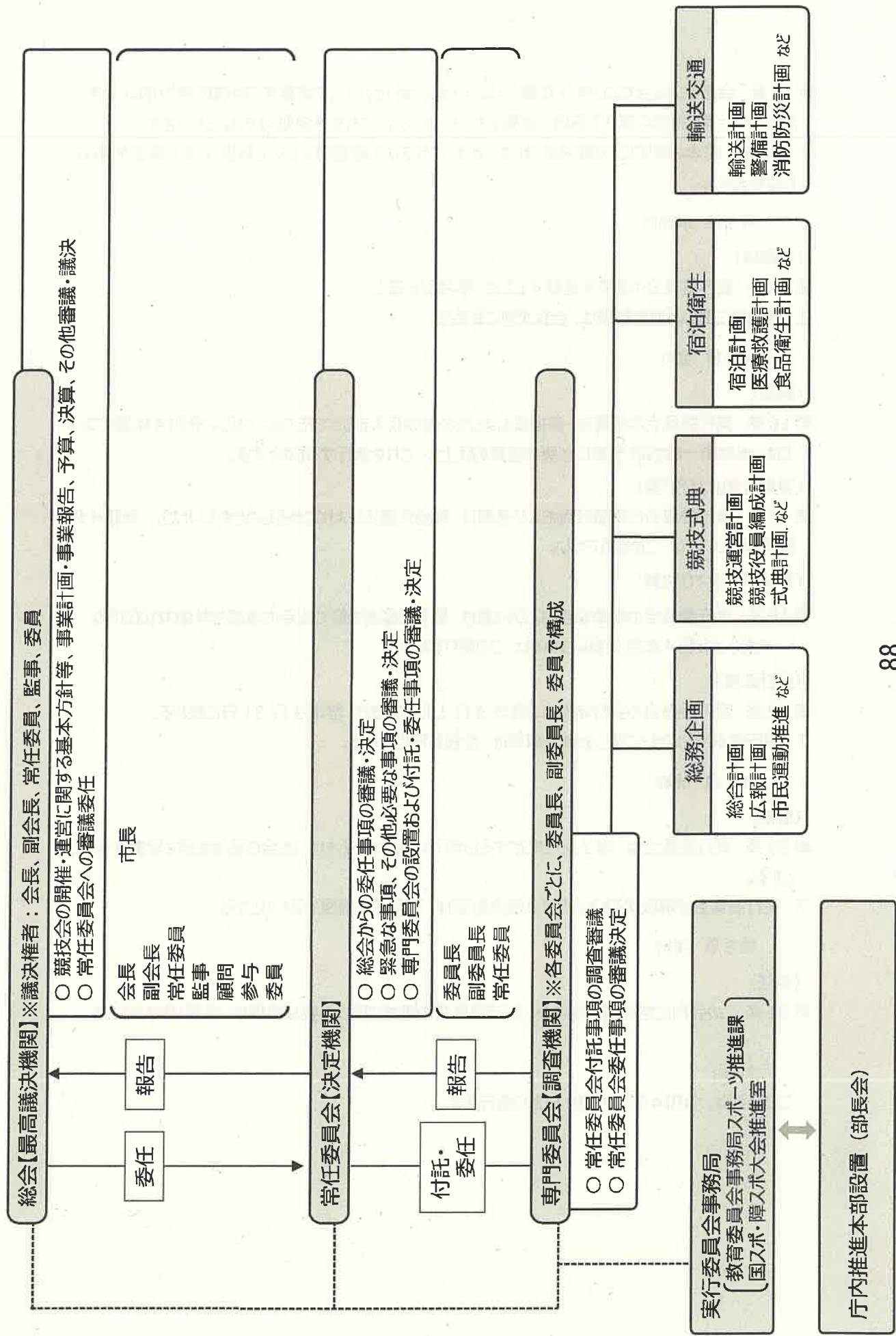
(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 4 年 8 月 20 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会組織図



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 専門委員会組織構成

《総務企画専門委員会》

【敬称略】

番号	所属機関・団体名	氏名
1	米原市スポーツ協会	丸本 光雄
2	米原市スポーツ推進委員協議会	林 清子
3	米原市小学校校長会	廣瀬 雅一
4	滋賀県米原市小学校体育連盟米原支部	宮元 信彦
5	米原市スポーツ少年団	樋口 昭
6	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	高木 清文
7	米原市子ども会育成連合会	吉川 高弘
8	米原市PTA連絡協議会	三宅 正利
9	市民委員	小野 千穂
10	米原市商工会	江竜 謙一
11	一般社団法人びわ湖の素DMO	要石 祐一
12	米原観光ボランティアガイド協会	野一色 武治
13	山東学びあいステーション	横田 仁司
14	伊吹薬草の里文化センター	新木 豊
15	米原学びあいステーション	山口 江美子
16	近江学びあいステーション	池田 真人
17	米原市障害者福祉協会	長谷川 綱雄
18	市民委員	富岡 尚子

《競技式典専門委員会》

番号	所属機関・団体名	氏名
1	滋賀県ホッケー協会	瀧上 正志
2	米原市ホッケー協会	要石 正宏
3	米原市中学校校長会	樋口 保男
4	滋賀県米原市中学校体育連盟米原支部	堀江 広明
5	滋賀県立伊吹高等学校	西村 育浩
6	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	川瀬 成宏
7	株式会社BIG・BREATH	梅本 哲男
8	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	大橋 守
9	公益財団法人伊吹山麓まいばら文化スポーツ振興事業団	岩山 幸太郎

《宿泊衛生専門委員会》

番号	所属機関・団体名	氏名
1	米原市商工会	川瀬 秀樹
2	一般社団法人びわ湖の素DMO	要石 祐一
3	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	田村 和也
4	一般社団法人湖北医師会（兼 地域包括ケアセンターいぶき）	畑野 秀樹
5	湖北地域消防本部	菖蒲池 学
6	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	山川 敏彦
7	米原市健康づくり推進協議会	中村 泰之
8	赤十字奉仕団米原地区委員会	山田 兼至
9	公益財団法人米原市シルバー人材センター	中川 雅晴

《輸送交通専門委員会》

番号	所属機関・団体名	氏名
1	湖北地域消防本部	石居 克幸
2	米原警察署	濱 具視
3	米原交通安全協会	安田 智枝美
4	米原市消防団	鹿取 千尋
5	米原市自治会連絡協議会	山田 克巳
6	米原市青少年育成市民会議	泉 峰一

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長、副委員長および委員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、会長が委嘱した日から実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役員を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要と認めるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条から前条(第5項を除く。)までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務、広報および市民協働に関すること。 3 歓迎および接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。